

配布資料一覧

- 1 安心して働ける職場環境づくり(令和4年度重点対策)
- 2 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント
～を確認しましょう！
- 3 災害統計表
 - 北海道局令和3年発生分(確定)
 - 室蘭署令和3年発生分(確定)
 - 北海道局令和4年発生分(10月末)
 - 室蘭署令和4年発生分(11月末)
 - 急性中毒発生状況(令和3年度確定)
 - 急性中毒発生状況(令和4年10月末)
- 4 化学物質規制の見直しについて
- 5 北海道冬季ゼロ災運動
- 6 STOP！転倒災害プロジェクト
- 7 安全衛生活動の基本



安心して働ける職場環境づくり (令和4年度重点対策)

北海道労働局労働基準部・労働基準監督署

職場における新型コロナウイルス感染症防止

- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が事業場において幅広く活用されるよう、あらゆる機会をとらえて周知徹底を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導、各種支援策の周知を実施します。
- 業務により新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、労災保険給付の対象となること等について、事業主及び労働者等へリーフレット等を活用し、引き続き丁寧な説明を行います。



チェックリスト

働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

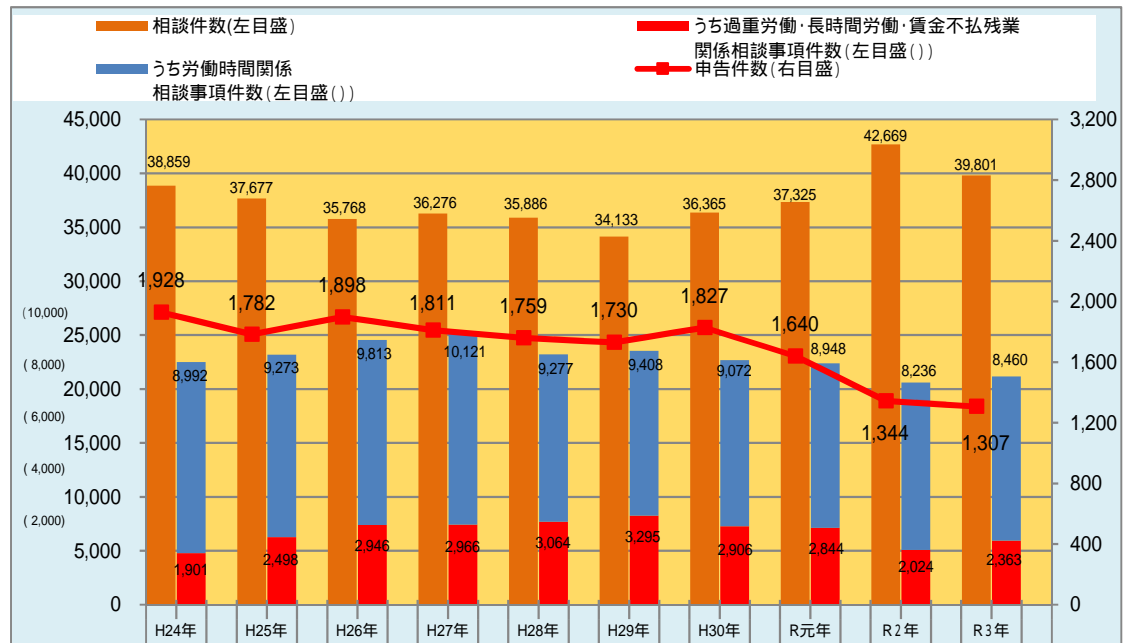
監督課

- 長時間労働の抑制を図るため、労働基準行政が一体となった過労死等防止対策に取り組むとともに、中小企業等を中心に改正労働基準法の周知を図り、北海道における働き方改革を推進します。
- 賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図ります。また、外国人労働者、自動車運転者等の労働条件の確保については、関係機関と連携を図りつつ推進します。

(件)

申告・相談件数の推移

(件)



働く人の安全と健康の確保

安全課・健康課

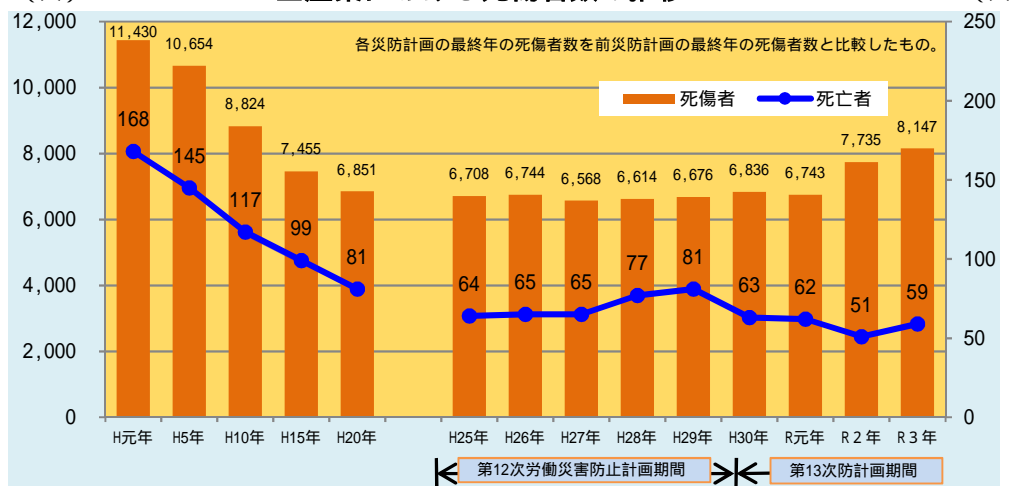
- 死亡災害の減少を最重点施策として、建設業、陸上貨物運送業を中心に、製造業等災害増加業種についても取り組みます。
死傷者数の4分の1を占める転倒災害及び冬季特有の労働災害の防止対策にも取り組みます。

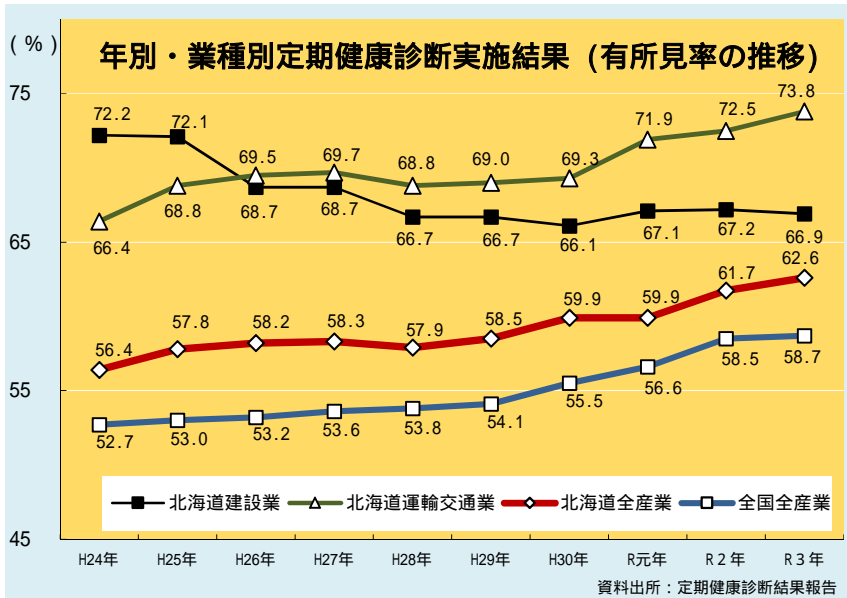


第13次労働災害防止計画

全産業における死傷者数の推移

(人)





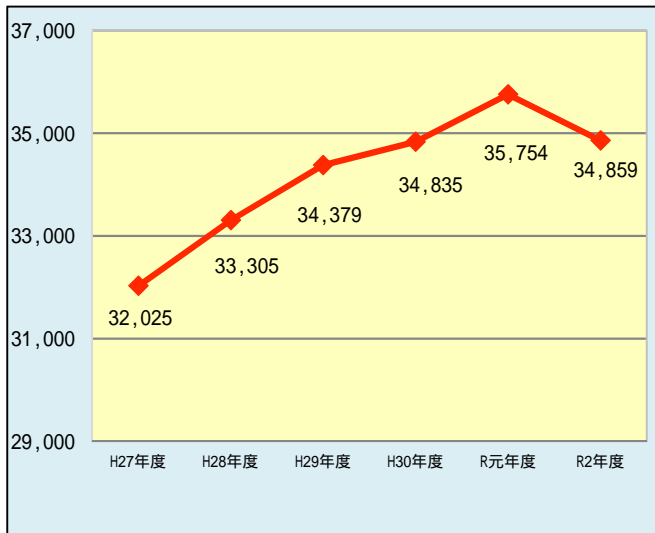
- 産業医・産業保健機能の強化を内容とする改正安衛法を周知し、その遵守を指導します。また、ストレスチェックの確実な実施等のメンタルヘルス対策を推進します。
- 化学物質を取り扱う事業場、石綿を使用した建築物の解体作業について、法定措置の遵守徹底を図ります。
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知し、取組の促進を図ります。

労災補償対策の推進

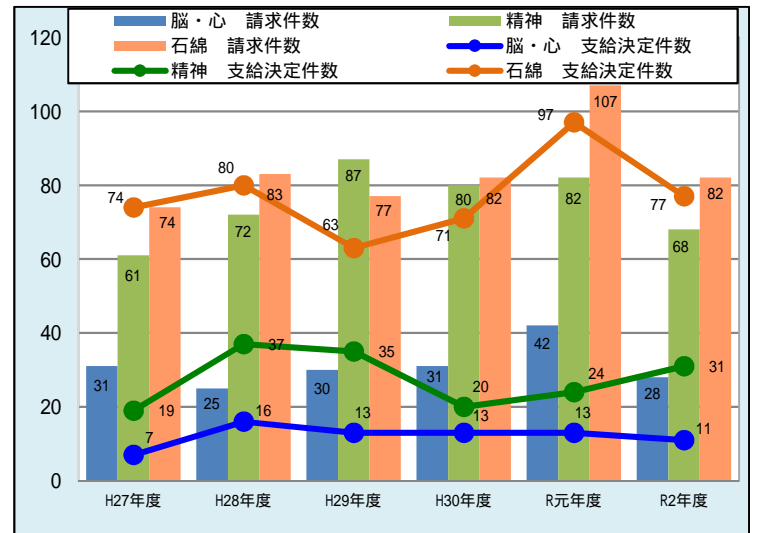
労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の早期決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

労災給付新規受給者数の推移 (人)



脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況 (件)



北海道の最低賃金

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。

最低賃金の件名	時間額 (円)	効力発生日
北海道最低賃金	889	令和3年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	922	令和3年12月4日
鉄鋼業	979	令和3年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924	令和3年12月2日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	917	令和3年12月10日

『みんなチェック！最低賃金。』
北海道の最低賃金



業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

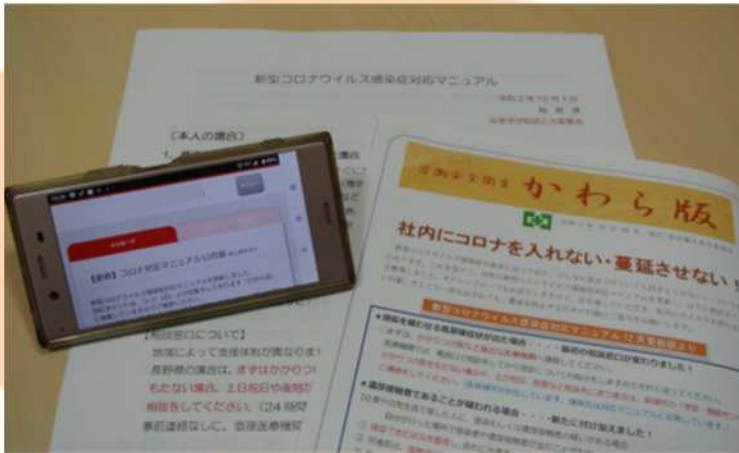
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

業種別労働災害発生状況 その1

令和3年1月1日～令和3年12月31日

北海道労働局

業種別	区分	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		59	8,088	8,147	51	7,684	7,735	412	5.3	100.0	51	7,684	7,735
製造業	製造業	3	1,214	1,217	6	1,138	1,144	73	6.4	14.9	6	1,138	1,144
	食品		654	654	3	606	609	45	7.4	8.0	3	606	609
	木材・家具	1	111	112	1	90	91	21	23.1	1.4	1	90	91
	紙・印刷		19	19		29	29	-10	-34.5	0.2		29	29
	窯業・土石	1	48	49		42	42	7	16.7	0.6		42	42
	金属・機械		172	172	1	189	190	-18	-9.5	2.1	1	189	190
	その他	1	210	211	1	182	183	28	15.3	2.6	1	182	183
鉱業	鉱山		2	2				2		0.0			
	土石採取業	1	23	24	1	22	23	1	4.3	0.3	1	22	23
建設業	建設業	20	939	959	14	889	903	56	6.2	11.8	14	889	903
	土木工事業	11	348	359	6	314	320	39	12.2	4.4	6	314	320
	建築工事業	6	377	383	6	322	328	55	16.8	4.7	6	322	328
	木造建築業	1	118	119		144	144	-25	-17.4	1.5		144	144
	その他	2	96	98	2	109	111	-13	-11.7	1.2	2	109	111
交通運輸事業	1	241	242	3	211	214	28	13.1	3.0	3	211	214	
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業	8	856	864	6	823	829	35	4.2	10.6	6	823	829
	道路貨物運送	8	795	803	4	771	775	28	3.6	9.9	4	771	775
	陸上貨物取扱		61	61	2	52	54	7	13.0	0.7	2	52	54
港湾運送業		21	21		18	18	3	16.7	0.3		18	18	
林業	1	73	74	4	77	81	-7	-8.6	0.9	4	77	81	
水産業	3	127	130	3	141	144	-14	-9.7	1.6	3	141	144	
商業	8	1,232	1,240	4	1,126	1,130	110	9.7	15.2	4	1,126	1,130	
清掃・と畜業	2	398	400	3	454	457	-57	-12.5	4.9	3	454	457	
上記以外の事業	12	2,962	2,974	7	2,785	2,792	182	6.5	36.5	7	2,785	2,792	

(注) 本年・昨年ともに集計期間に把握した速報値である。

第13次労働災害防止計画進捗状況 12月末同月比

	死亡災害			死傷災害		
	被災者数	増減数	増減率	被災者数	増減数	増減率
基準年(平成29年)	81			6,676		
4年目(令和3年)	59	-22	-27.2%	8,147	1,471	22.0%

第13次労働災害防止計画の目標
平成29年と比較して令和4年までに…
・死亡者数を20%以上減少させる。
・死傷者数を5%以上減少させる。

業種別労働災害発生状況 その2

令和3年1月1日～令和3年12月31日

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	3	112	115		100	100	15	15.0	1.4		100	100
畜産業	1	275	276	2	306	308	-32	-10.4	3.4	2	306	308
金融・広告業	1	46	47		41	41	6	14.6	0.6		41	41
映画・演劇業		5	5		4	4	1	25.0	0.1		4	4
通信業		156	156		160	160	-4	-2.5	1.9		160	160
教育・研究業	1	74	75		61	61	14	23.0	0.9		61	61
保健衛生業	1	1,557	1,558		1,470	1,470	88	6.0	19.1		1,470	1,470
接客娯楽業	3	382	385	1	323	324	61	18.8	4.7	1	323	324
その他の事業	2	355	357	4	320	324	33	10.2	4.4	4	320	324
合計	12	2,962	2,974	7	2,785	2,792	182	6.5	36.5	7	2,785	2,792

「第三次産業」の内訳

業種別	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	8	1,232	1,240	4	1,126	1,130	110	9.7	15.2	4	1,126	1,130
うち 小売業	5	975	980	2	910	912	68	7.5	12.0	2	910	912
金融・広告業	1	46	47		41	41	6	14.6	0.6		41	41
映画・演劇業		5	5		4	4	1	25.0	0.1		4	4
通信業		156	156		160	160	-4	-2.5	1.9		160	160
教育・研究業	1	74	75		61	61	14	23.0	0.9		61	61
保健・衛生業	1	1,557	1,558		1,470	1,470	88	6.0	19.1		1,470	1,470
うち 社会福祉施設		994	994		771	771	223	28.9	12.2		771	771
うち 医療保健業	1	550	551		677	677	-126	-18.6	6.8		677	677
接客・娯楽業	3	382	385	1	323	324	61	18.8	4.7	1	323	324
うち 飲食店	1	185	186	1	142	143	43	30.1	2.3	1	142	143
うち 旅館業	1	102	103		89	89	14	15.7	1.3		89	89
うち ゴルフ場		46	46		38	38	8	21.1	0.6		38	38
清掃・と畜業	2	398	400	3	454	457	-57	-12.5	4.9	3	454	457
その他の事業	2	355	357	4	320	324	33	10.2	4.4	4	320	324
うち 警備業	1	84	85	1	91	92	-7	-7.6	1.0	1	91	92
合計	18	4,205	4,223	12	3,959	3,971	252	6.3	51.8	12	3,959	3,971

令和3年 業種別労働災害発生状況 (令和3年確定値)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和3年			令和2年同期			対前年		業種割合	令和2年確定値		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
	[]内は 転倒災害	[]内は 転倒災害	[]内は 転倒災害	[]内は 転倒災害	[]内は 転倒災害	[]内は 転倒災害						
全産業合計	3 (1)	216 (68)	219 (69)	4	225 (76)	229 (76)	-10	-4.4	100.0	4	225	229
製造業		37 (11)	37 (11)		25 (7)	25 (7)	12	48.0	16.9		25	25
食料品		8 (3)	8 (3)		9 (5)	9 (5)	-1	-11.1	3.7		9	9
木材木製品								-				
窯業・土石		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
鉄鋼業		5 (1)	5 (1)		2 (1)	2 (1)	3	150.0	2.3		2	2
金属・機械		8 (2)	8 (2)		8 (1)	8 (1)			3.7		8	8
輸送用機械		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
その他の製造業		12 (5)	12 (5)		4	4	8	200.0	5.5		4	4
鉱業・土石採取業					1	1	-1	-100.0			1	1
建設業	1	28 (4)	29 (4)	2	34 (7)	36 (7)	-7	-19.4	13.2	2	34	36
土木工事業	1	6 (1)	7 (1)		5 (1)	5 (1)	2	40.0	3.2		5	5
建築工事業		16 (3)	16 (3)	1	18 (5)	19 (5)	-3	-15.8	7.3	1	18	19
木造建築業		3	3		7	7	-4	-57.1	1.4		7	7
その他の建設業		3	3	1	4 (1)	5 (1)	-2	-40.0	1.4	1	4	5
道路貨物運送業		17 (4)	17 (4)		17 (2)	17 (2)			7.8		17	17
その他の運輸業		4	4	2	3 (3)	5 (3)	-1	-20.0	1.8	2	3	5
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
林業		2	2		2	2			0.9		2	2
漁業		1	1		1	1			0.5		1	1
卸売・小売業		36 (20)	36 (20)		36 (17)	36 (17)			16.4		36	36
社会福祉施設		20 (8)	20 (8)		39 (6)	39 (6)	-19	-48.7	9.1		39	39
旅館業	1	25 (6)	26 (6)		10 (6)	10 (6)	16	160.0	11.9		10	10
清掃業		5 (2)	5 (2)		18 (10)	18 (10)	-13	-72.2	2.3		18	18
上記以外の事業	1 (1)	39 (13)	40 (14)		38 (18)	38 (18)	2	5.3	18.3		38	38

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。

建設工事着工期労働災害防止運動(令和4年4月1日から令和4年6月30日まで)を実施しています。安全衛生管理の徹底等、重点的に取り組んでください。
建設安全週間: 5月25日から5月31日まで

北海道最低賃金は、令和3年10月1日から時間額889円に改訂されています。

- 令和3年の業種別労働災害発生状況の件数が確定しました。

令和3年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	4	12時台	建設業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、坂道に駐車していた車両の位置を動かそうとしたが、キーがなかったことから、1人で車輪付きのジャッキを使用し、当該車両を動かそうと車体前方を持ち上げたところ、当該車両が動き出し、轢かれたもの。
2	7	18時台	旅館業	はさまれ、巻き込まれ	その他の動力機械一般	被災者は、事業場の敷地内にある車両保管場所前の道路上、トラクターを普段停車している場所から約28メートル坂を下った場所で、エンジンが停止し、ギアがニュートラルの位置でサイドブレーキの引かれていないトラクターの後部に取り付けた草集機の下敷きになった状態で同僚に発見された。
3	10	16時台	農業	転倒	その他の動力機械一般	事業場敷地内において、乗用草刈機(四輪駆動式、車両重量350kg)にて場内の草刈り作業を行っていた被災者が窪地で横転した草刈機の下敷きになり死亡した。

令和2年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	9時台	建設業	墜落、転落	その他の装置、設備	被災者は、同僚等の2名と集塵機上の清掃及び足場の設置・解体の作業を行っていた。次の作業を行うため、集塵機の梁材上で待機していた時、誤って集塵機の開口部に墜落したものを。
2	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚が運転するトラックに同乗していたところ、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したものを。
3	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚を助手席に乗せ、トラックで走行中、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したものを。
4	12	6時台	建設業	交通事故	乗用車等	労働者3名で現場に向かう途中、車両がスリップし制御できず、左側土手に衝突したものである。この衝突により、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出され死亡した。

業種別労働災害発生状況 その1

令和4年1月1日～令和4年10月31日

北海道労働局

業種別	令和4年			令和3年			対前年		業種割合 (%)	令和3年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	36	8,053	8,089	40	5,996	6,036	2,053	34.0	100.0	59	8,088	8,147
製造業	5	941	946	1	899	900	46	5.1	11.7	3	1,214	1,217
食料品	1	495	496		461	461	35	7.6	6.1		654	654
木材・家具		75	75		87	87	-12	-13.8	0.9	1	111	112
紙・印刷		22	22		14	14	8	57.1	0.3		19	19
窯業・土石		51	51		43	43	8	18.6	0.6	1	48	49
金属・機械		136	136		128	128	8	6.3	1.7		172	172
その他	4	162	166	1	166	167	-1	-0.6	2.1	1	210	211
鉱業												
鉱山		2	2		2	2			0.0		2	2
土石採取業		15	15		15	15			0.2	1	23	24
建設業	17	688	705	15	695	710	-5	-0.7	8.7	20	939	959
土木工事業	7	254	261	9	254	263	-2	-0.8	3.2	11	348	359
建築工事業	5	285	290	3	287	290			3.6	6	377	383
木造建築業		81	81	1	86	87	-6	-6.9	1.0	1	118	119
その他	5	68	73	2	68	70	3	4.3	0.9	2	96	98
交通運輸事業	1	209	210		177	177	33	18.6	2.6	1	241	242
陸上貨物運送事業	4	632	636	7	616	623	13	2.1	7.9	8	856	864
道路貨物運送	4	595	599	7	565	572	27	4.7	7.4	8	795	803
陸上貨物取扱		37	37		51	51	-14	-27.5	0.5		61	61
港湾運送業		11	11		18	18	-7	-38.9	0.1		21	21
林業		65	65	1	58	59	6	10.2	0.8	1	73	74
水産業		98	98	3	85	88	10	11.4	1.2	3	127	130
商業	3	813	816	3	854	857	-41	-4.8	10.1	8	1,232	1,240
清掃・と畜業	1	358	359	2	289	291	68	23.4	4.4	2	398	400
上記以外の事業	5	4,221	4,226	8	2,288	2,296	1,930	84.1	52.2	12	2,962	2,974

(注) 本年・昨年ともに集計期間に把握した速報値である。

第13次労働災害防止計画進捗状況

10月末同月比

	死亡災害			死傷災害		
	被災者数	増減数	増減率	被災者数	増減数	増減率
基準年(平成29年)	55			4,715		
5年目(令和4年)	36	-19	-34.5%	8,089	3,374	71.6%

第13次労働災害防止計画の目標
 平成29年と比較して令和4年までに…
 ・死亡者数を20%以上減少させる。
 ・死傷者数を5%以上減少させる。

業種別労働災害発生状況 その2

令和4年1月1日～令和4年10月31日

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和4年			令和3年			対前年		業種割合 (%)	令和3年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	1	70	71	3	83	86	-15	-17.4	0.9	3	112	115
畜産業	1	237	238		215	215	23	10.7	2.9	1	275	276
金融・広告業		26	26		37	37	-11	-29.7	0.3	1	46	47
映画・演劇業		2	2		2	2			0.0		5	5
通信業		138	138		127	127	11	8.7	1.7		156	156
教育・研究業	1	58	59	1	57	58	1	1.7	0.7	1	74	75
保健衛生業		3,208	3,208	1	1,213	1,214	1,994	164.3	39.7	1	1,557	1,558
接客娯楽業		267	267	2	285	287	-20	-7.0	3.3	3	382	385
その他の事業	2	215	217	1	269	270	-53	-19.6	2.7	2	355	357
合計	5	4,221	4,226	8	2,288	2,296	1,930	84.1	52.2	12	2,962	2,974

「第三次産業」の内訳

業種別	令和4年			令和3年			対前年		業種割合 (%)	令和3年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	3	813	816	3	854	857	-41	-4.8	10.1	8	1,232	1,240
うち 小売業	3	637	640	1	679	680	-40	-5.9	7.9	5	975	980
金融・広告業		26	26		37	37	-11	-29.7	0.3	1	46	47
映画・演劇業		2	2		2	2			0.0		5	5
通信業		138	138		127	127	11	8.7	1.7		156	156
教育・研究業	1	58	59	1	57	58	1	1.7	0.7	1	74	75
保健・衛生業		3,208	3,208	1	1,213	1,214	1,994	164.3	39.7	1	1,557	1,558
うち 社会福祉施設		1,356	1,356		783	783	573	73.2	16.8		994	994
うち 医療保健業		1,838	1,838	1	422	423	1,415	334.5	22.7	1	550	551
接客・娯楽業		267	267	2	285	287	-20	-7.0	3.3	3	382	385
うち 飲食店		129	129		133	133	-4	-3.0	1.6	1	185	186
うち 旅館業		58	58	1	79	80	-22	-27.5	0.7	1	102	103
うち ゴルフ場		33	33		36	36	-3	-8.3	0.4		46	46
清掃・と畜業	1	358	359	2	289	291	68	23.4	4.4	2	398	400
その他の事業	2	215	217	1	269	270	-53	-19.6	2.7	2	355	357
うち 警備業	2	41	43	1	72	73	-30	-41.1	0.5	1	84	85
合計	7	5,085	5,092	10	3,133	3,143	1,949	62.0	62.9	18	4,205	4,223

令和4年 業種別労働災害発生状況

(令和4年11月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和4年			令和3年同期			対前年		業種割合	令和3年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	3	398 [64]	401 [64]	3 [1]	181 [50]	184 [51]	217	117.9	100.0	3	216	219
製造業		74 [6]	74 [6]		29 [6]	29 [6]	45	155.2	18.5		37	37
食料品		60 [2]	60 [2]		5 [1]	5 [1]	55	1100.0	15.0		8	8
木材木製品								-				
窯業・土石		1	1		2	2	-1	-50.0	0.2		2	2
鉄鋼業		4 [1]	4 [1]		3 [1]	3 [1]	1	33.3	1.0		5	5
金属・機械		5 [1]	5 [1]		7 [1]	7 [1]	-2	-28.6	1.2		8	8
輸送用機械					2	2	-2	-100.0			2	2
その他の製造業		4 [2]	4 [2]		10 [3]	10 [3]	-6	-60.0	1.0		12	12
鉱業・土石採取業								-				
建設業	2	24 [2]	26 [2]	1	24 [3]	25 [3]	1	4.0	6.5	1	28	29
土木工事業		5 [1]	5 [1]	1	6 [1]	7 [1]	-2	-28.6	1.2	1	6	7
建築工事業		12	12		14 [2]	14 [2]	-2	-14.3	3.0		16	16
木造建築業		5	5		2	2	3	150.0	1.2		3	3
その他の建設業	2	2 [1]	4 [1]		2	2	2	100.0	1.0		3	3
道路貨物運送業	1	13 [1]	14 [1]		14 [3]	14 [3]			3.5		17	17
その他の運輸業		5 [4]	5 [4]		3	3	2	66.7	1.2		4	4
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		2	2		2	2			0.5		2	2
林業					2	2	-2	-100.0			2	2
漁業					1	1	-1	-100.0			1	1
卸売・小売業		30 [14]	30 [14]		27 [14]	27 [14]	3	11.1	7.5		36	36
社会福祉施設		65 [9]	65 [9]		16 [6]	16 [6]	49	306.3	16.2		20	20
旅館業		9 [3]	9 [3]	1	24 [5]	25 [5]	-16	-64.0	2.2	1	25	26
清掃業		22 [10]	22 [10]		4 [2]	4 [2]	18	450.0	5.5		5	5
上記以外の事業		154 [15]	154 [15]	1 [1]	35 [11]	36 [12]	118	327.8	38.4	1	39	40

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

○ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。

○ 建設工事追い込み期労働災害防止運動(10月～12月)を実施します。特に、非正常作業を行わせるにあたり、リスクアセスメントを実施し、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。(令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)

○ 「化学物質対策説明会」(オンライン説明会)を、12月8日(木)14時より開催します。詳しくは北海道労働局のホームページ(室蘭労働基準監督署からのお知らせ)をご確認ください。

北海道最低賃金は、令和4年10月2日から時間額920円に改訂されました。なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
石綿総合情報
ポータルサイト

令和4年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、事業場の敷地内において、ダンプトラックの荷台を上げて、ダンプトラックに付属した荷台の降下を防止するためのストッパーを使用せずに車体と荷台の間に入り、荷台昇降用油圧ホースの付属部品を交換する作業をしていたところ、荷台が降下して挟まれた。
2 3	10	11時台	建設業	有害物等との接触	その他の装置、設備	製鉄工場構内にて、元請事業場からコークス工場内に設置された設備の修繕のため、部品の取替え作業を請け負い、同作業のため、手持ち式金属切断機を用いてボルトを切断していたところ、切断したボルト1本を混炭機内に落としてしまったことから、ボルトの回収のため、被災者のうち1名が同機内に入ったところ倒れ、当該被災者を救出のため近づいた職長も同機内で倒れ、被災したものの。

令和3年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	4	12時台	建設業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、坂道に駐車していた車両の位置を動かそうとしたが、キーがなかったことから、1人で車輪付きのジャッキを使用し、当該車両を動かそうと車体前方を持ち上げたところ、当該車両が動き出し、轢かれたもの。
2	7	18時台	旅館業	はさまれ、巻き込まれ	その他の機械一般	被災者は、事業場の敷地内にある車両保管場所前の道路上、トラクターを普段停車している場所から約28メートル坂を下った場所で、エンジンが停止し、ギアがニュートラルの位置でサイドブレーキの引かれていないトラクターの後部に取り付けた草集機の下敷きになった状態で同僚に発見された。
3	10	16時台	農業	転倒	その他の機械一般	事業場敷地内において、乗用草刈機(四輪駆動式、車両重量350kg)にて場内の草刈り作業を行っていた被災者が窪地で横転した草刈機の下敷きになり死亡した。

令和3年 有害物質による急性中毒等発生状況

北海道労働局【確定】

	発生月	時刻	業種	規模	災害の状況
1	2	9時台	食料品製造業	50人以上 100人未満	<p>二酸化炭素発生装置(石灰石とコークスを1日当たり90t燃焼させる装置)の消火及び同一系統内設備の水抜き作業が行われていた。水抜きの吸気口を確保するため、ガス洗浄装置(不純物除去)のマンホール(550mm)を開けたところ、当該装置内に残存していた一酸化炭素が噴き出し、これを吸引した被災者が、頭痛、めまい等の症状を訴えたもの。</p> <p>[一酸化炭素中毒:被災者1人(休業4日以上)]</p>
2	4	16時台	一般飲食店	10人未満	<p>被災者は、営業準備のため、厨房にて換気扇を稼働しないまま炭を焚いていたところ、めまい、吐き気、頭痛の症状を訴えた。その後3時間程更衣室で休憩したが、自力で動けなくなったため救急車を要請した。</p> <p>[一酸化炭素中毒:被災者1人(休業4日以上)]</p>
3	4	19時台	畜産業	10人以上 30人未満	<p>牛舎内にある牛乳処理室において、ミルカー洗浄のため、被災者は次亜塩素酸を含有するアルカリ性洗剤を所定のタンクから計量容器に注いだところ、計量容器内に残留していた酸性洗剤と混ざり発生した塩素ガスを吸入してしまい、被災したものの。</p> <p>[塩素ガス中毒:被災者1人(休業4日未満)]</p>
4	5	10時台	教育研究業	100人以上	<p>被災者は、洗濯のため構内の洗濯室に行ったところ、洗濯機の排水溝から発生した異常な臭気を吸入してしまい、被災したものの。</p> <p>その後、7月(6)に同様な臭気が発生したため、臭気について分析したところ、キシレンと特定できたことから、本件災害発生時に吸入した臭気についてもキシレンとして推定したものの。</p> <p>[有機溶剤中毒:被災者1人(休業4日以上1名)]</p>
5	6	21時台	その他の建設業	10人未満	<p>マンホール蓋の接触面のパッキンを交換する作業を行っていたところ、使用していた送気マスクの空気に高炉内部を冷却するための窒素が混入し、酸素欠乏症を発症した。災害発生直後に計測した送気マスクの供給空気の酸素濃度は16%であった。</p> <p>[酸素欠乏症:被災者2人(休業4日以上1名、不休1名)]</p>
6	7	11時台	教育研究業	100人以上	<p>被災者は、玄関付近を通ったところ、異常な臭気を吸入してしまい、被災したものの。発生した臭気について分析したところ、キシレンであることが判明したものの。</p> <p>[有機溶剤中毒:被災者1人(休業4日未満)]</p>

令和3年 有害物質による急性中毒等発生状況

発生月	時刻	業種	規模	災害の状況	
7	9	18時台	その他の建設業	30人以上 50人未満	<p>木造の個人住宅新築工事現場において、塗装業者が通気の悪い屋内車庫内にガソリンエンジン式エアコンプレッサーを置いて、そのエアーを用いて外壁の吹付け塗装工事を行っていたところ、その排気ガスが被災者らの作業していた屋内に充満したことにより、屋内電気設備取付工事を行っていた被災者ら2名が一酸化炭素中毒となったもの。</p> <p style="text-align: center;">[一酸化炭素中毒: 被災者2人(休業4日以上)]</p>
8	9	16時台	小売業	100人以上	<p>研修施設にてエンジン故障診断の研修中、試験用エンジンを、不良状態を再現した状態で稼働させていたところ、エンジンの排気ダクトが未装着であったため、不完全燃焼で一酸化炭素が発生し、5名が被災したもの。被災者5名のうち、1名が講師としてエンジンの稼働を行い、各店舗所属の4名が研修を受講していた。被災者5名はその場で頭痛等の症状を訴え、帰宅後に各自で受診した。</p> <p style="text-align: center;">[一酸化炭素中毒: 被災者5人(休業4日未満1名、不休4名)]</p>
9	11	10時台	土木工事業	10人以上 30人未満	<p>被災者はプレハブの物置内で、電動工具用先端工具を発電機能兼用溶接機を用いて、電動サンダーやアーク溶接を行い製作していた。</p> <p>当初開いていた物置のドアが閉まっていたため、被災者の様子を見に行った者が、仰向けで倒れている被災者を発見。被災者は救急車で搬送されたが、一酸化炭素中毒により死亡したもの。</p> <p style="text-align: center;">[一酸化炭素中毒: 被災者1人(死亡)]</p>
合計	発生件数		9	内訳	一酸化炭素中毒 5 件 酸素欠乏症 1 件 硫化水素中毒 0 件 その他の中毒 3 件
	被災者数		15	内訳	死亡 1 人 休業4日以上 6 人 休業4日未満 3 人 不休 5 人

令和4年 有害物質による急性中毒等発生状況

北海道労働局 令和4年10月末現在

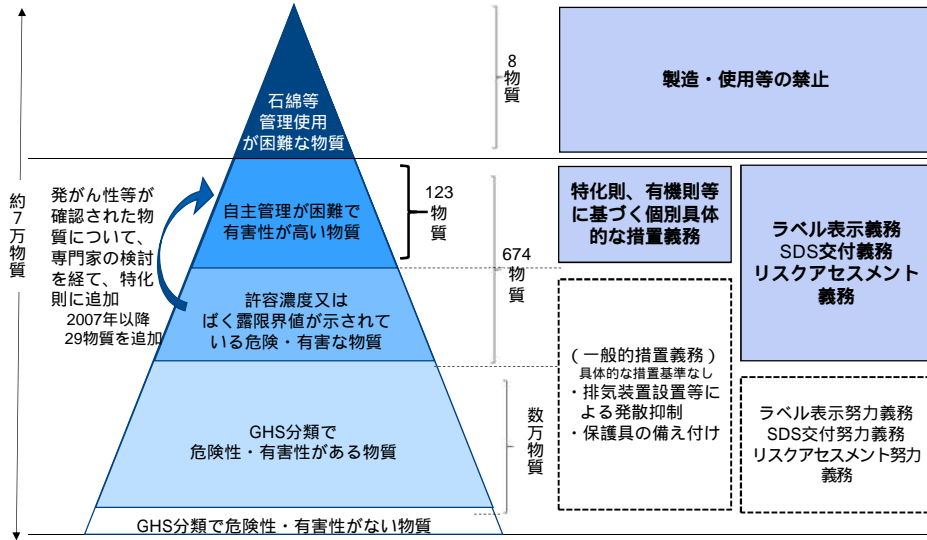
	発生月	時刻	業種	規模	災害の状況	
1	3	14時台	その他の建設業	10人未満	<p>商業ビルの店舗内において、ガソリンエンジン式高圧洗浄機を用いて排水管の洗浄作業を代表者1名ほか4名で行っていたところ、当該洗浄機の排気ガスが店舗内に充満し、当該洗浄機付近で作業していた労働者1名が倒れたため、代表者は社用車で作業員全員を休憩させた。他の労働者1名も寒気を訴えたため、代表者は店舗経営者に救急車を呼ばせ、作業員全員を医療機関に搬送させた結果、全員が一酸化炭素中毒と診断されたもの。</p> <p>[一酸化炭素中毒:被災者4人(休業4日未満)]</p>	
2	4	9時台	浴場業	30人以上50人未満	<p>男性トイレを清掃中、便器に酸性洗剤をかけ、浸している間に異臭が発生し、気分が悪くなり、病院で「塩素ガス中毒」と診断され入院した。</p> <p>[その他の中毒:被災者1人(休業4日以上)]</p>	
3	6	11時台	その他の事業	50人以上100人未満	<p>倉庫内において、内燃式フォークリフトを運転し、出庫及び破れたフレコンの詰め替え作業等を行っていたところ、具合が悪くなったもの。</p> <p>[一酸化炭素中毒:被災者1人(休業4日以上)]</p>	
4	10	13時台	畜産業	10人以上30人未満	<p>養豚場において、豚舎から出た豚の糞尿等が流れ込むマンホール(深さ3.2m)の底に溜まった固形物を取り除く作業を行っていたところ、硫化水素中毒となり、意識状態が悪化して身動きが取れなくなったもの。</p> <p>[硫化水素中毒:被災者1人(休業4日以上)]</p>	
5	10	11時台	その他の建設業	10人以上30人未満	<p>工場内設備の修繕作業を行っていた作業員が、手持ち式金属切断機を用いてボルトを切断していたところ、切断したボルト1本を混炭機内に落としてしまったことから、回収のため同機内に入ったところ倒れ、救出のためため近づいた職長も同機内で倒れたもの。</p> <p>[酸素欠乏症:被災者2人(死亡)]</p>	
合計	発生件数		5	内訳	一酸化炭素中毒 2 件	
	被災者数				9	内訳
				硫化水素中毒 1 件		
				その他の中毒 1 件		
				死亡 2 人		
				休業4日以上 3 人		
				休業4日未満 4 人		
				不休 0 人		

2022年12月8日 説明会資料

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要（新たな化学物質管理について）

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系



3

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252、7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



(製品の特定名)	製品	(絵表示)
(注意喚起語)	危険	
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …	
(注意書き)	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……	

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

4

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

GHS絵表示と対象となる危険有害性

				
爆弾の爆発	炎		円上の炎	ガスボンベ
<ul style="list-style-type: none"> ● 爆発物 ● 自己反応性化学品 ● 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃性ガス ● エアゾール ● 引火性液体 ● 可燃性固体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己反応性化学品 ● 自然発火性液体 ● 自然発火性固体 ● 自己発熱性化学品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水反応可燃性化学品 ● 有機過酸化物 ● 鈍性化爆発物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸化性ガス ● 酸化性液体 ● 酸化性固体 ● 高压ガス
				
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境
<ul style="list-style-type: none"> ● 金属腐食性化学品 ● 皮膚腐食性 / 刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸器感受性 ● 生殖細胞変異原性 ● 発がん性 ● 生殖毒性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） ● 誤えん有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 ● 皮膚腐食性 / 刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 ● 皮膚感受性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● オゾン層への有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水生環境有害性、短期（急性） ● 水生環境有害性、長期（慢性）

5

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

1 職場における化学物質管理の課題 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。

特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

出典：平成29年～令和元年労働者死傷病報告

7

1 職場における化学物質管理の課題 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)	企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものを 知っている 割合	ラベルが どのよう なものを 知っている 割合
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質						
5,000人以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%	5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%	1,000～4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%	300～999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%	100～299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%	50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%	30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%	10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

出典：平成30年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査

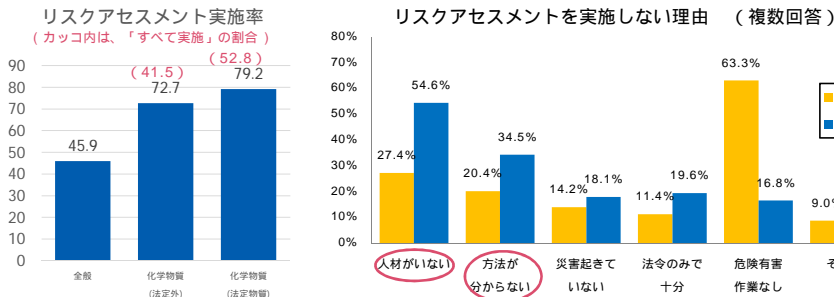
8

1 職場における化学物質管理の課題 有害作業に係る化学物質の管理状況

特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」が多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況
実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計
理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)
「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%が
いかなるリスクアセスメントも実施していない)

9

2 規制の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害(がんなどの遅発性疾患は除く。)は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルト・トルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾患も後も絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート(SDS)交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH(Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals)という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参加者

役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

(本検討会)

明石 祐二 (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
 漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
 大前 和幸 慶應義塾大学名誉教授
 尾崎 智 (一社)日本化学工業協会常務理事(第14回検討会~)
 城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
 化学物質情報管理センター長
 高橋 義和 U A センセン労働条件部長
 中澤 善美 全国中小企業団体中央会参与
 永松 茂樹 (一社)日本化学工業協会常務理事(第13回検討会)
 名古屋俊士 早稲田大学名誉教授
 三柴 文典 近畿大学法学部教授
 宮腰 雅仁 JEC連合副事務局長

(リスク評価ワーキンググループ)

植垣 隆浩 三菱ケミカル(株)プロダクトステewardシップ・品質保証
 本部化学品管理部長
 梅田 真一 (一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全全部長
 漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
 大前 和幸 慶應義塾大学名誉教授
 甲田 茂樹 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
 城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
 化学物質情報管理センター長
 名古屋俊士 早稲田大学名誉教授
 平林 容子 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
 三柴 文典 近畿大学法学部教授
 村田麻里子 製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
 山岸 新一 JFEスチール(株)安全健康部主任部長(副部長)
 山口 忍 DIC(株)レンボンシブルケア部化学物質情報管理グループ
 マネージャー

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日~令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日~令和3年4月26日まで5回開催

10

3 改正の全体像

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行うもの。

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



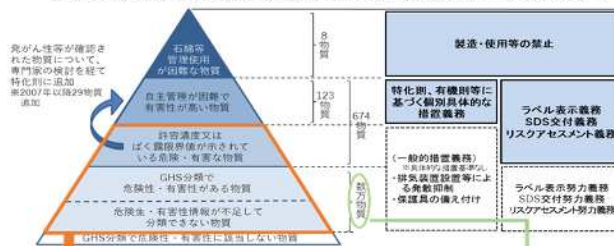
特別則で未規制の物質を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

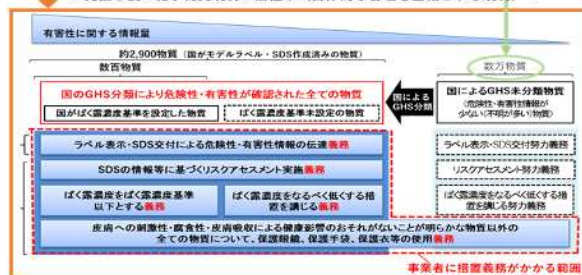
- **ばく露を最小限**とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、**リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択**すること

3 改正の全体像

<現在の化学物質規制の仕組み（特別則等による個別具体的な規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基礎とする規制）>





改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化



1 化学物質管理体系の見直し

安衛令 安衛則

1 - 1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- ・ 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- ・ 令和3年度の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）を安衛令別表第9に追加し、規制対象とする。
- ・ 安衛令別表第9に追加した物質の裾切り値は、安衛則別表第2に定める。 1
- ・ 施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・ 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS 2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】

・ 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下によるものとする。国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。

複数の有害性区分を有する物質については、により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性 / 刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性 / 刺激性	区分1	区分2
呼吸器感受性	区分1	
皮膚感受性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤入有害性	区分1	区分2

14

1 化学物質管理体系の見直し

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- ・今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は令和4年度以降も順次追加予定。
- ・今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト（令和5年度追加予定分まで）としてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ラベル表示・SDS交付義務化 改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	約700 物質	約850 物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし



- ・施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付基安化発0111第1号）】

労働安全衛生法

- 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（年月日以降）
- 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（年月日以降）
- 危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（年月日以降）
- 「年月日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

1 化学物質管理体系の見直し

安衛則

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1 施行

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- 代替物等の使用 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- 作業の方法の改善 有効な呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）について、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

リスクアセスメント対象物
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

- (2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存
 - (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（ ）については30年間）保存することとする。

2023(R5).4.1 施行
(1)に係る部分

2024(R6).4.1 施行
(1)に係る部分

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1 施行

- (1) のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

がん原性物質は、次のカテゴリーの中から厚生労働大臣告示で示すことを予定。

- ・ GHS分類で発がん性区分1の物質
- ・ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針（いわゆる「がん原性指針」）の対象物質

1 化学物質管理体系の見直し

安衛則

1 - 3 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

努力義務 2023(R5).4.1 施行 → 義務 2024(R6).4.1 施行

健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（の労働者を除く）

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務 2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
明らか（ ）	努力義務	義務
ないことが明らかでない（ ）	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

17

1 化学物質管理体系の見直し

安衛則

1 - 4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1 施行
(に係る部分)

2024(R6).4.1 施行
(に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1 - 2（1）及び1 - 8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（ ）。

労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること

1 - 2（1）の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1 - 2（1）の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（ ）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

1 - 5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1 施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

18

1 化学物質管理体系の見直し

安衛則

1 - 6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

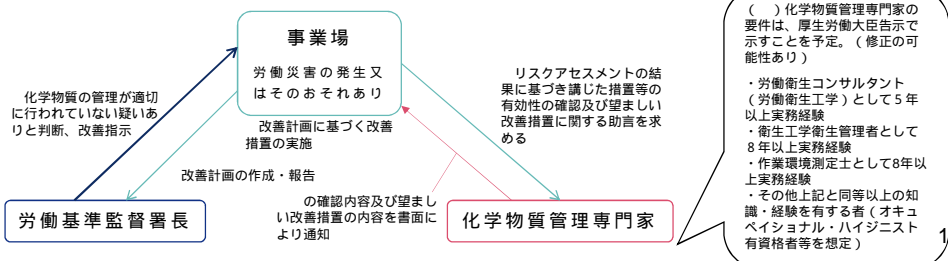
2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1 施行

1 - 7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



1 化学物質管理体系の見直し

安衛則

1 - 8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

（1）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- 1 - 2（1）の濃度基準値設定物質について、労働者が1 - 2（1）の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

（2）がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年厚生労働省告示第3号）の改正

当該指針について、以下の改正を行う予定。

- 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等、上記3の省令改正事項を反映する。
- 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感受性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
- 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定、数理モデル等の方法を追加する。

20

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

安衛則

2-1 化学物質管理者の選任の義務化 2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習（ ）の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（ ）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を
厚生労働大臣告示で制定予定（修正の可能性あり）

	科目	時間
学 科 教 育	化学物質災害の発生の原因	一時間
	化学物質の危険有害性	二時間
	関係法令	一時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査	三時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	二時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	三時間

(3) 職務

- ・ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

21

2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者（詳細は施行通達のとおり）。

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

2-3 雇入れ時等教育の拡充 2024(R6).4.1 施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可能
・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

22

2 - 4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 2023(R5).4.1 施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・ 食料品製造業 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

< 背景 >

食料品製造業における災害の割合が高い

平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

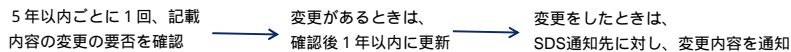
3 - 1 SDS等による通知方法の柔軟化 2022(R4).5.31(公布日) 施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

<p>(現行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の交付 ・ 相手方が承諾した方法 (磁気ディスクの交付、FAX送信など) 	➔	<p>(改正後)</p> <p>事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付 ・ FAX送信、電子メール送信 ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める
---	---	---

3 - 2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 2023(R5).4.1 施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を知り()することとする。



現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

3 - 3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化 2024(R6).4.1 施行

- ・ SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。
- ・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求めることとする。(製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。) 24

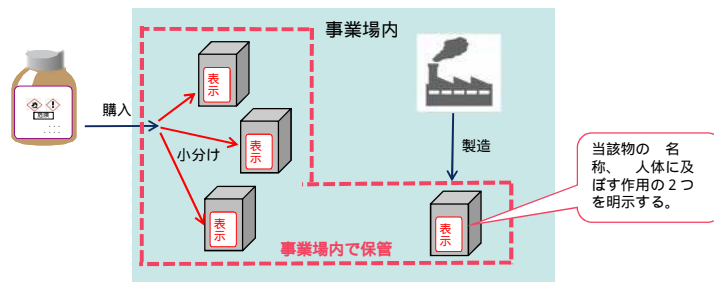
3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

安衛則

3 - 4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下の改正を行う。

- ・事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
- ・労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

25

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

安衛令

3 - 5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

(現行)

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



対象拡大

(改正後) 下線部の追加

- ・化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行日（令和5年4月1日）前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。

26

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外	特化則	有機則
	鉛則	粉じん則
<p>化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（ 1 ）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。</p>		
2023(R5).4.1施行		
<p><認定の主な要件></p> <p>認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（ 2 ）が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。</p> <p>イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。</p> <p>ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。</p> <p>過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。</p> <p>過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。</p> <p>過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。（粉じんについては、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）</p> <p>過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。</p> <p>過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。</p> <p><認定の更新></p> <p>・認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。</p> <p>・ から までの規定は、認定の更新について準用すること。</p> <p>（ 1 ）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。</p> <p>（ 2 ）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定（再掲。修正の可能性あり。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上実務経験 ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験 ・作業環境測定士として8年以上実務経験 ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキユベシヨナル・ハイジニスト有資格者等を想定） 		
		27

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和	特化則	有機則						
	鉛則	四アルキル鉛則						
<p>有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。</p>								
2023(R5).4.1施行								
<p><改正の内容></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>現行</p> <p>特殊健診の実施頻度</p> <p>6月以内に1回実施</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>改正案</p> <p>リスクに応じて、 (区分1) 1年以内に1回実施 (区分2) 6月以内に1回実施</p> </div> </div>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">要件</th> <th style="width: 50%;">実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>以下のいずれも満たす場合（区分1）</p> <p>当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。（四アルキル鉛を除く。）</p> <p>直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。</p> <p>直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。</p> </td> <td> <p>次回は1年以内に1回（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）</p> </td> </tr> <tr> <td>上記以外(区分2)</td> <td>次回は6月以内に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。</p> <p>同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。</p> <p>四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、 の要件を除き、及び の要件を満たす場合に適用することとする。</p>			要件	実施頻度	<p>以下のいずれも満たす場合（区分1）</p> <p>当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。（四アルキル鉛を除く。）</p> <p>直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。</p> <p>直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。</p>	<p>次回は1年以内に1回（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）</p>	上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回
要件	実施頻度							
<p>以下のいずれも満たす場合（区分1）</p> <p>当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。（四アルキル鉛を除く。）</p> <p>直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。</p> <p>直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。</p>	<p>次回は1年以内に1回（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）</p>							
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回							
		28						

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化		特化則	有機則
		鉛則	粉じん則
2024(R6).4.1 施行			
<p>(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務</p> <p>当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家(1)の意見を聴くこと。</p> <p>当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。</p>	<pre> graph TD A[第3管理区分 (改善できず)] --> B[改善の可否について 作業環境管理専門家の 意見聴取] B -- "改善可能 と判断" --> C[改善措置の実施] C --> D[改善措置効果確認] D --> E[第3管理区分 (改善できず)] </pre>		
<p>(2) 上記で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務</p> <p>個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定(2)を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用(3)させること。</p> <p>の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認(4)すること。</p> <p>保護具着用管理責任者(5)を選任し、(2)、及び(3)、の管理、作業主任者等の職務に対する指導(呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。</p> <p>(1)の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。</p> <p>上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">改善困難と判断</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具による ばく露防止対策の徹底</p>		
<p>(1) 作業環境管理専門家の要件は、施行通達のとおり。 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)として3年以上実務経験、衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験、作業環境測定士として6年以上実務経験、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。</p>			
<p>(2)(3)(4)の事項については、厚生労働大臣告示で示すことを予定。</p>			
<p>(5) 保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者(詳細は施行通達のとおり)。</p>			

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②		特化則	有機則
		鉛則	粉じん則
2024(R6).4.1 施行			
<p>(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務</p> <p>6月以内ごと(鉛の場合は1年以内ごと)に1回、定期に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定(2)を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用(3)させること。</p> <p>1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認(4)すること。</p>			
<p>(4) その他</p> <p>作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用(前頁 3)させること。</p> <p>個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間(粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間)保存すること。</p>			

4

施行スケジュール

施行期日		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達 の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和	2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化		2024(R6).4.1施行	

職場の化学物質管理に関する相談窓口

化学物質のリスクアセスメント実施に係る支援等

職場における化学物質管理に関する相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施

- 支援内容
- ・ 新たな化学物質規制への対応について
 - ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
 - ・ GHSラベルやSDSの読み方
 - ・ リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

掲載先 / 主体	概要（掲載情報）
職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) 厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル) (簡易なリスクアセスメント支援ツール)
	✓ 化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング) ・液体等取扱作業 (粉じん作業を除く) ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能 (一定の専門知識を要する)。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ECETOC-TRA サイト 欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル (英語版) をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 ((一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用))
(職場のあんぜんサイトからリンク) EMKG Software 2.2 the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール (英語版) ✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

北海道冬季ゼロ災運動

冬季特有の労働災害を防止しよう！

冬季には、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃機関、練炭等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止のため事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。



取組期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

主唱者 北海道労働局・各労働基準監督署（支署）

実施者 事業者

重点災害 転倒災害、雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒



転倒災害

事例 1

概要 死亡災害 1月 午後1時過ぎ 発生
帰宅するため駐車場を歩いているとき転倒し、頭部を強打した。

防止対策

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

事例 2

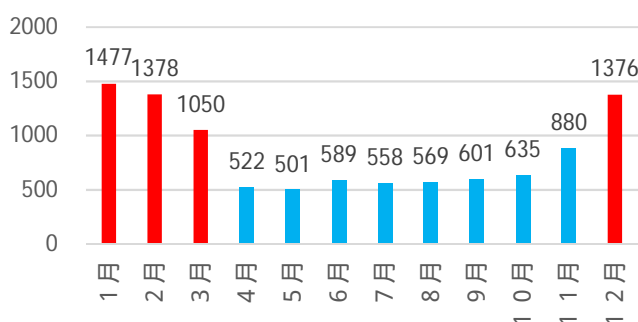
概要 休業災害 2月 午前8時 発生
出勤時、駐車場から従業員入口に向かって歩いていたところ凍結路面で転倒した。

防止対策

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

転倒災害発生状況

(H29～R3)



こんな場所は要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



北海道冬季ゼロ災運動取組内容

共通事項

- 1 経営トップは冬季ゼロ災に向けた対策の実施に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講じること。
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講じること。
- 2 滑りにくい靴を使用し屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 スマートフォンを見ながら歩いたり、ポケットに手を入れて歩かないこと。



てんとう防止君の画像データはこのQRコードをスマホで読み取ればダウンロードできますので、PCに転送して活用願います。



北海道労働局冬季転倒災害防止イメージキャラクター
てんとう防止君

各月毎に「転倒災害ゼロ」を達成したら、てんとう防止君が持っているクローバーの該当月を緑色に塗りつぶします。クローバーすべての葉が緑色になるよう、本運動の「転倒災害防止対策」を参考に、「転倒災害ゼロ」を目指して取り組みましょう！

雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 1 作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具（安全带）を使用すること。
- 2 屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 3 屋根の雪下ろし場所周辺に立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 4 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するためあらかじめ作業計画を作成し周囲の者の立入禁止措置を講ずること。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。
- 4 事業者は道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならないこと。
ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
- 2 屋内でコンプレッサー、発電機、練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い一酸化炭素濃度測定後の立ち入りを徹底すること。





除雪作業に伴う災害

事例 1

概要 死亡災害 2月 午前11時 発生
倉庫の屋根の雪下ろし作業中、雪と一緒に屋根から墜落した。

防止対策

屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために、墜落制止用器具（旧安全帯）を使用する等墜落防止措置を講ずること。



事例 2

概要 死亡災害 1月 午前8時 発生
トラックの荷台に雪を積込むための準備作業をしていたところ、荷台の上にいる労働者にドラグ・ショベルのバケットが接触した。

防止対策

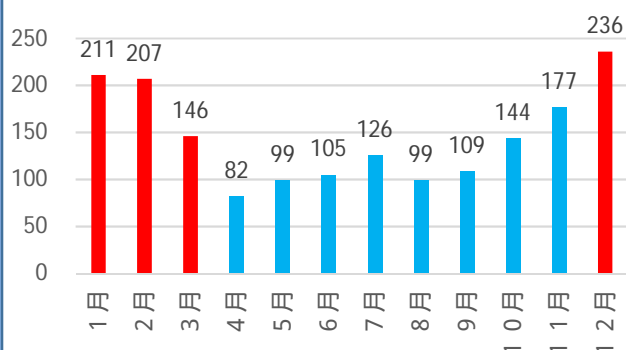
ドラグ・ショベル等の重機の可動範囲に労働者を立ち入らせないこと。



交通労働災害

交通労働災害発生状況

(H29～R3)



防災対策

気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。また、走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにする、状況に応じて安全な場所へ退避すること。

事例 1

概要 死亡災害 12月 午後1時 発生
降雪した凍結路面でハンドルをとられ、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の乗用車に正面衝突した。

防止対策

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



事例 2

概要 休業 2月 午前8時 発生
登坂で吹雪のため視界が悪く、停車していたトレーラーに気づかず追突した。



一酸化炭素中毒

事例

概要 休業災害 3月 午後4時 発生
室内でエンジン式高圧洗浄機を使用して排水管洗浄作業を行っていたところ一酸化炭素中毒になった。

防止対策

換気が不十分なところでエンジン式高圧洗浄機（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。



STOP! 転倒災害

! 3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

安全衛生活動の基本

～厚生労働省 北海道労働局 室蘭労働基準監督署～

下記事項については、特に労働災害の発生が懸念されるところです。職場の状況を確認していたとき、必要な改善等の措置を講じてください。

(1) 転倒災害の防止(「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています)

通路上には不用意に荷などを置かず、決められた場所に荷を置きましょう。

安全に配慮した履物を着用しましょう。特に滑りやすい時には滑り止めがついた履物にしてください。

障害物や段差は除去する、できるだけ平坦にならすなどにより危険を少なくしましょう。

除去などできない障害物や段差など、柵の設置や注意表示を行いましょう。

傾斜がきつい斜面は、昇降しやすい通路等を設けましよう。

作業場所、通路は安全な状態で保持することが法で義務付けられています。

(2) 墜落・転落災害の防止

昇降する際は、専用の設備(足場、階段、はしご等)を設けましよう。1.5m以上の高さ(深さ)の場所への昇降については、専用の設備の設置が法で義務付けられています。

高所での作業を、できる限り減らしましよう。

服装、装備を事業場として整えましよう。特に高所での作業では保護帽の着用、高さに応じた墜落制止用器具を着用し、有効保持をしてください。

「脚立」「はしご」を利用する際は、以下に留意しましよう。

- ・丈夫で、腐食や損傷、ゆるみ、ガタ付きがないか使用前に点検を行ってください。
- ・脚立の脚と水平面との角度は75度以下となるようにしてください。
- ・はしごの脚と水平面との角度は75度以下となるようにかけて使用してください。
- ・折りたたみ式、伸縮式のはしごや脚立は、開き止め等のロックを確実にかけてください。またはしごは幅30cm以上のものを使用してください。
- ・無理な姿勢にならないか、地盤は安全か、段の端に近くないか等の観点で設置位置については注意してください。
- ・脚立・はしごの転倒を防止するための対策を講じてください。
- ・脚立の天板には立たないでください。
- ・作業箇所が移動するときは設置場所を変え、不安全な姿勢を避けてください。

低い場所であっても墜落により頭部の負傷は死亡災害に直結しますので、作業を行う労働者に保護帽の着用させてください。

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合で墜落の危険があるときは、手すりや足場などを設置するなどにより作業床を設けることや墜落制止用器具の使用が法で義務付けられています。

(3) はさまれ・巻き込まれ災害の防止

危険箇所には見える化の観点で注意表示を行いましよう。

機械を修理したり、清掃する際は、機械の運転を停止してから行うことや、回転部分やベルト等にはさまれ・巻き込まれるおそれのある箇所には、手指が入らないようにカバーを設置することが法で義務付けられています。

(4) チェーンソー、刈払機による災害の防止

チェーンソーに係る特別教育、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講させましょう。作業中は、刃への接触、飛散物からの保護のため、保護帽、保護メガネ、下肢の切創防止用保護衣、安全靴などを着用しましょう。移動の際、機械の運転を必ず停止しましょう。また、刃にはカバーを付けましょう。安全作業のルール（作業方法、作業時間等）を遵守しましょう。

(5) その他の災害の防止（外国人労働者対策、高齢者対策、メンタルヘルス対策）

事業場における過去の労働災害の発生状況、外国労働者や高齢労働者等の作業負荷の程度や健康状況等の現状を把握し、職場内の課題を洗い出すとともに、外国労働者や高齢者等の労働者が働きやすい職場環境の整備や働き方の見直し等を行いましょ

参 考

【安全衛生活動の実施】

労働者の安全な作業を定着させ、安全意識を高めるためには、日常的な安全衛生活動の実施が重要です。

製造業や建設業、林業等の現場で日常的に取り組みされている活動の一部を紹介します。

ミーティング

作業前にミーティングを実施することは、必要な作業指示を行うほかに、労働者の安全衛生意識を高め、不安全な状態の解消、不安全な行動の防止のために重要です。また、労働者の健康状態の把握、作業意欲の喚起を図ることができます。特に「KY活動」を併せて実施することが効果的です。

KY活動（「危険予知活動」 K：危険、Y：予知）

作業の中にどんな危険が潜んでいるのか予知し対策を講じるもので、大きな効果を上げています。次の4段階の手順で実施し、皆で検討して、ホワイトボード等へ書き込み、復唱して行われます。

段階	問題解決の4段階	危険予知の4段階	危険予知の進め方
第一段階	危険な状況をつかむ	どんな危険が潜んでいるのか	○作業内容を説明する。(イラストなどの活用) ○皆で危険要因と起きる現象(事故)を指摘する。(「～なので～になる」、「～して～になると可能な限り指摘する)
第二段階	危険原因の追究	これが危険のポイント	○指摘された事項のうち、問題点だと思われる事項を絞り込む。(書き出した項目に○をつける)特に重要なもの、1ないし2項目を絞り込む。(を付け、危険のポイントとする)
第三段階	対策をたてる	あなたならどうする	○危険のポイントに対し、どうしたら良いのか意見を出し合い、具体的で実行可能な対策を立てる。(各数項目程度) ○物理的な対策が必要なものは誰がどうするか決める。
第四段階	実行計画を決める	私たちはこうする	○対策のうち、実施すべき重点項目を選び出し、印、アンダーラインを付け、行動目標を決める。全員で指差し唱和する。(「～しよう ヨシ!」)

【作業手順の決定】

労働者に安全な作業を行わせるためには、正しい作業方法、手順を明示する必要があります。定期的な作業には、作業手順を書面にしてルール化することが効果的です。

作業手順書を作成する際に「リスクアセスメント」手法が取り入れられています。

リスクアセスメント

作業手順ごとなどのリスク（危険性）を洗い出して見積もりを行い、優先度を決めて低減対策を検討、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

表に「作業手順」「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」「実施している防止対策」を書き出し、「リスク見積もり（重篤度×可能性＝優先度（リスク）を数値化等）」を行います。リスク低減対策として「追加する安全対策」を記載して「措置後のリスク見積もり」を検討し記載します。追加した措置を行うことでリスクを低減させることができます。

安全パトロール

作業場所が複数箇所に分散する場合には、安全な作業や労働災害を防止するための措置が行われているかどうか確認し、行われていない場合には改善指示、改善を確認するため、安全パトロールの実施が重要です。

また、事業場のトップが労働災害防止対策に積極的に取り組んでいることを示すことも重要です。

【その他の安全衛生活動】

指差し呼称

作業の要所要所で危険なポイントとなっている対象を見つめ、指をまっすぐにさして、確認すべきことを確認し、「〇〇ヨシ！」と呼称するものです。注意力を高め、確実に確認することを習慣づけることができます。

ヒヤリ・ハット報告活動

作業中「ヒヤッ」としたり、「ハッ」としたことがあると思います。一般的に1件の重大事故の背後には29件の軽傷事故があり、その背景には300件の無傷事故があるといわれています。

労働者の体験したヒヤリ・ハット事例を書面で報告させ、労働者の危険に対する感性を向上させるとともに、報告事例を災害防止対策に活用することが効果的です。

些細だと思って人に報告しなかったり、単に不注意だったと片づけることは重大な事故につながります。他の人がやっていたことも含めて、数多くの事例を報告させ、それに対する対策や対応をとることが重要です。

4S活動

（整理・整頓・清掃・清潔の4つの頭文字）（躰（しつけ）を加えた5S活動も取り組まれています）

整理・整頓・清掃・清潔を徹底させるもので、転倒、転落災害防止等に効果を上げています。

○整理：必要なものと不要なものを分け、不要なものを廃棄すること。○整頓：必要な時に必要なものをすぐ取り出せるよう、わかりやすく安全に配置すること。○清掃：身の回り、作業場所のゴミ等を取り除くこと。○清潔：整理、整頓、清掃を繰り返し、環境を維持すること。

化学物質を使用する作業について

作業を行う際に使用する化学物質について、SDS（安全データシート）を入手して「化学物質のリスクアセスメント」を実施し、必要な対策を講じてください。

～ 室蘭労働基準監督署長からのメッセージ ～

令和3年に当署管内では3人の労働者が労働災害で亡くなりました。

今年に入ってから1人の方が労働災害でお亡くなりになっています。職場において尊い命が失われることはあってはいけません。

毎日無事に帰宅して、いつもどおりに家族や友人との日常の生活が続くよう、一人ひとりが常に「安全第一」を心掛け職場での労働災害ゼロを目指しましょう。

令和4年4月1日 厚生労働省北海道労働局
室蘭労働基準監督署長 桜田 勝幸

対策に当たっては、ご参考までに下記サイト名又はQRコードよりご確認ください。

サイト名	QRコード	サイト名	QRコード
足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策		なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒	
安全帯が「墜落制止用器具」に変わります		第9次粉じん障害防止総合対策について	
はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう		石綿関係	
STOP！転倒災害プロジェクト		こころの耳（メンタルヘルス対策）	
伐木作業等の安全対策の規制が変わります		職場における受動喫煙防止対策について	
外国人労働者の安全衛生対策について		腰痛対策	
STOP！熱中症クールワークキャンペーン		化学物質管理の無料相談窓口	
ロールボックスパレットに関する安全に作業するためのルール		職場のあんぜんサイト	
リスクアセスメント等関連資料・教材一覧		電離放射線障害防止に関する参考資料	
(参考) 溶接ヒューム関係 フィットテストの情報 (主な保護具メーカーのサイトです)		ミドリ安全 	興研 
			重松製作所 

化学物質リスクアセスメントの 実施方法について

～ リスクアセスメントが自律的管理の基本～

令和4年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」

テクノヒル株式会社

目次

- 1 はじめに
- 2 化学物質のリスクアセスメントとは
- 3 リスクアセスメントの実施事例
- 4 さいごに

はじめに

労働災害の原因

化学物質に起因する労働災害の多くは
「取扱い方法の不備」、「取扱い方法の逸脱」に起因



塩化ビニルモノマーの回収ドレンタンクにおいて、**呼吸用保護具を着用せず**にバルブを開いてドレンを抜いた後、バルブを閉める作業を行っている間に塩化ビニルモノマーを吸入し、意識を失って倒れ、塩化ビニルモノマー中毒と診断



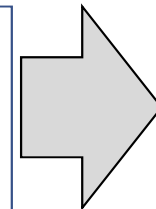
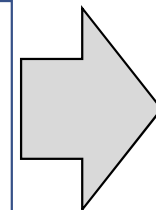
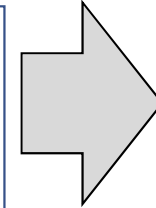
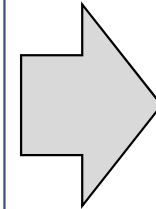
建材見本を作成するため、養生フィルムを使って**簡易的な塗装ブースを作り**、スプレーガンを用いてフッ素系ポリマーを含む塗料の吹きつけ塗装を行っていた。徐々に動悸が起こる、喉に違和感を覚え咳が出始める等の症状が発生し、後に肺の炎症と診断



次亜塩素酸ナトリウムを10～12%含有するカビ取り用洗剤による壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、**500倍に希釈すべきところ原液のまま使用**し、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断



作業手順書（可燃性溶剤を使用する時は必ず換気を行う / バッテリーに接続された電気機器に触る時は必ず接続を切る）で**決められた手順があるにもかかわらず**、換気を行わずにスプレー洗浄剤で部品洗浄し、別作業員が近くで行ったモーター取外し作業でモーター端子に接触したスパナのスパークがガスに引火し爆発

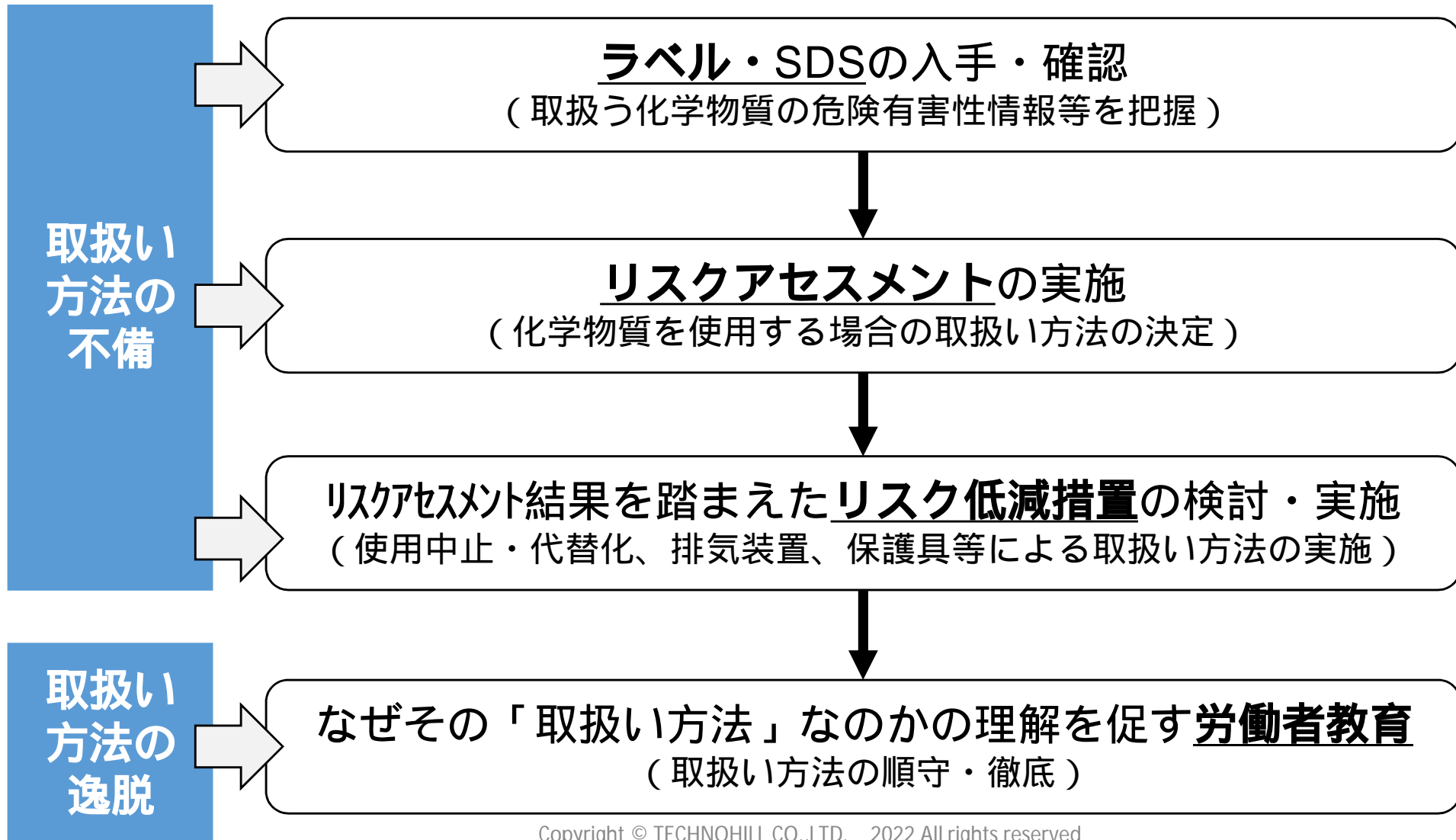


取扱い方法の不備

取扱い方法の逸脱

化学物質による労働災害を防止するために

取扱い方法の「不備」、「逸脱」を防止するための事業者の重要な取り組みの1つが「リスクアセスメント」と「労働者教育」



化学物質の リスクアセスメントとは

化学物質の特性

化学物質は生活や事業活動に不可欠であるものの、
ネガティブな影響によって労働災害に繋がる場合がある

ポジティブな影響

- 化学物質には、さまざまな性質があり、その性質を利用して生活を便利で豊かにする

ネガティブな影響

- すべての化学物質には有害性があり、間違った使い方をするとヒトや動植物に悪影響を及ぼす
- 引火や爆発しやすい化学物質もあり、間違った使い方をすると爆発や火災に繋がる

労働災害の防止には、

事業場における適切な化学物質管理が不可欠

(危険有害性を把握し、リスクに応じた対策を講じるなど)

化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、「危害の度合い」と、その「発生の確率・可能性」との組合せで表される。

化学物質の リスク

危害の度合い

化学物質が有する危険有害性に起因する悪影響の強さ



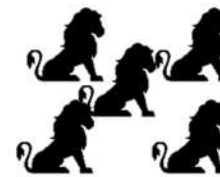
ライオン



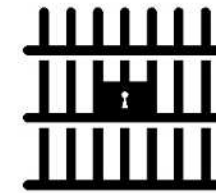
ネコ

発生確率・可能性

爆発や火災、健康障害がおこる可能性であり、化学物質の取扱い方法によって決定



頭数



檻の有無



鎧の有無

化学物質のリスクアセスメント

リスクアセスメントとは、リスクに応じた「取扱い方法」を決めること

化学物質はどのようなものか？

化学物質を
どのように使っているか？

労働災害につながるおそれ（リスク）があるか？

蒸発・飛散する

着火源がある

爆発・火災

人が吸入する

急性(中毒等)

長期間継続する

慢性(内蔵への影響等)

人が接触する

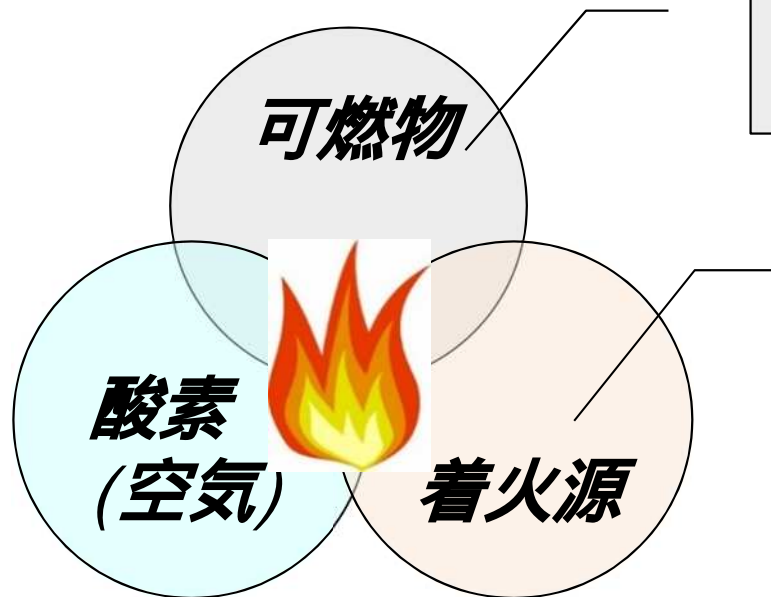
急性(皮膚・目の損傷)

労働災害を防ぐために「取扱い方法」はどうすれば良いか？

危険性のリスクの基本的な考え方

可燃性の化学物質であれば、爆発・火災の発生条件である「**燃焼の3要素**」が揃う可能性を検討する

■ 燃焼の3要素



気中の濃度が高くなる可能性
(換気条件、容器の開閉 等)

可燃物の近傍で着火源が発生する可能性
(火花、静電気 等)

要素	代表例
可燃物	LPガス、ガソリン、灯油、シンナー、塗料・インキ、化学製品、プラスチック、木材・紙、粉体 など
酸素	空気
着火源	火気、火花、静電気、高温・高熱 など

有害性リスクの基本的な考え方

物質ごとに定められた「ばく露限界値」と
作業場における取扱い方法によって決まる「ばく露量」を比較する

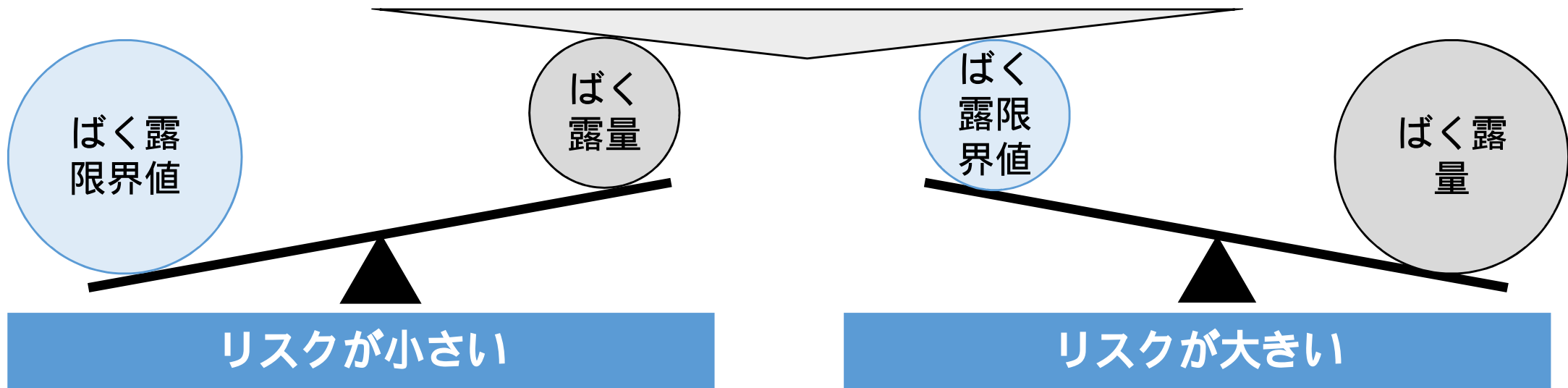
ばく露限界値（基準値）

- ほぼすべての労働者が連日繰り返しばく露しても健康に影響を受けないと考えられる濃度または量の閾値
- 同一種の有害性の場合、数値が小さい程有害性の程度が強い

比較

ばく露量（実測値または推定値）

- 実測や推定によって得られた化学物質の気中濃度等
- 数値が大きいくほど、労働者が化学物質にさらされる（ばく露される）量が多い



化学物質のリスクアセスメントの流れ

化学物質やその製剤の持つ**危険性や有害性を特定**し、それによる労働者への危険または健康障害を生じる**おそれの程度を見積り**、**リスク低減措置を検討**すること

リスクアセスメント

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

ステップ2 特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

ステップ3 リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

ステップ4 リスク低減措置の実施

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

SDSに記載された危険有害性（GHS分類、ばく露限界値）はどの程度か？

化学物質を使用している作業におけるリスクはどの程度か？

リスクを低減するためにどのような措置を実施するか？

リスクに基づき取扱い
方法を決めて、労働者
に周知

ラベル・SDSの入手・確認

化学物質はそのものを見ても情報はわからない。ラベル及びSDSを入手・確認することで化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項等を把握する

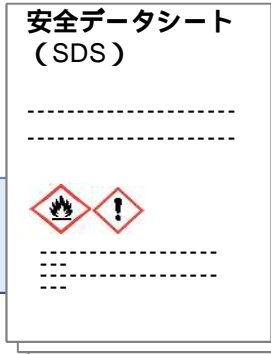
ラベル



化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を化学品の容器や包装に貼付または印刷して伝達

- 化学品に貼付されるため、労働者が作業時に必ず目にする
- 所定の絵表示が記載されていれば、何らかの危険有害性を有することがわかる

SDS（安全データシート）

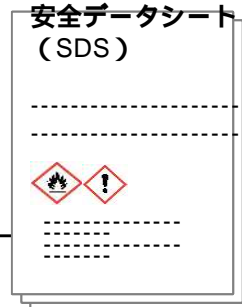


事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

- 掲示や備え付け等による労働者への周知義務
- ラベルで所定の絵表示があれば、SDSで詳細を確認し、リスクアセスメントへ

SDSの記載項目

化学物質の危険有害性に関する情報等
リスクアセスメントを行う際に必要不可欠な情報が記載されている



1	化学品及び会社情報	9	物理的及び化学的性質（引火点,蒸気圧等）
2	危険有害性の要約（GHS分類,ラベル要素）	10	安定性及び反応性
3	組成及び成分情報(CAS番号,化学名,含有量等)	11	有害性情報
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱い及び保管上の注意	15	適用法令(安衛法,化管法,消防法,毒劇法等)
8	ばく露防止及び保護措置(ばく露限界値,保護具等)	16	その他の情報

SDSに記載された危険有害性情報をリスクアセスメントに活用

厚生労働省が提供する リスクアセスメント支援ツール

まずは簡易的なリスク見積手法を用いて「やってみる」ことが
大切であり、その結果を踏まえて精査が必要かを考える

		危険性	有害性 (気中濃度等を実測)	
難易度・精度 ↑ 低 ↓ 高	初級	<ul style="list-style-type: none"> ■ 爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚労省版コントロール・バンディング ■ 作業別モデル対策シート ■ 独EMKG定量式リスクアセスメントツール (ばく露のみ) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ CREATE-SIMPLE 			リスクが高い作業を特定する「スクリーニング」として活用
	中級	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業種別のリスクアセスメントシート ■ 独EMKG定量式リスクアセスメントツール 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ■ リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
上級		<ul style="list-style-type: none"> ■ ECETOC TRA 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作業環境測定 ■ 個人ばく露測定 	

参考：厚生労働省 職場のあんぜんサイト「化学物質のリスクアセスメント実施支援」
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

CREATE-SIMPLE 概要

簡易な支援ツールとして、リスクアセスメントを開始する事業場で、「まずやってみる」ツールとして多く活用されている

CREATE-SIMPLE ver 2.3

- サービス業など幅広い職場にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

- 説明 - No: 実施日: 実施者:

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。
- SDSを確認して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力してください。

[STEP 1] 対象物質の基本情報を入力しましょう。

タイトル	ガソリンを用いた洗浄作業（主成分のn-オクタンで実施）		
実施場所	洗浄作業場		
製品名等	●●洗浄剤		
作業内容等	A部品の洗浄作業		
CAS番号	111-65-9	CAS番号から	
物質名	n-オクタン	物質一覧から選択	
リスクアセスメント対象	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入 <input checked="" type="checkbox"/> 経皮吸収 <input type="checkbox"/> 危険性（爆発・火災等）	性状	<input checked="" type="radio"/> 液体 <input type="radio"/> 粉体 <input type="radio"/> 気体

[STEP 2] 取扱い物質に関する情報を入力してください。 非表示にする

○ばく露限界値

日本産業衛生学会 許容濃度	300	ppm	ACGIH TLV TWA	300
日本産業衛生学会 最大許容濃度		ppm	ACGIH TLV STEL	
「皮」または「Skin」の表示			ACGIH TLV C	

○GHS分類情報

爆発物	自然発火性液体	急性毒性（経口）	皮膚感受性
可燃性/引火性ガス	自然発火性固体	急性毒性（経皮）	生殖細胞変異原性
エアゾール	自己発熱性化学品	急性毒性（吸入：ガス）	発がん性
支燃性/酸化性ガス	水反応可燃性化学品	急性毒性（吸入：蒸気）	生殖毒性
高圧ガス	酸化性液体	急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	特定標的臓器毒性（単
引火性液体	区分2 酸化性固体	皮膚腐食性/刺激性	区分2 特定標的臓器毒性（複
可燃性固体	有機過酸化物	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2 吸引性呼吸器有害性
自己反応性化学品	金属腐食性物質	呼吸器感受性	

※区分2Aなど、区分2が細区分されている場合には区分2として扱う。区分に該当しない場合（分類対象外、区分外、分類できない）には空欄とする。

■ 比較的簡易な入力項目

■ 必要事項を入力すれば「危険性」と「有害性」のリスクを同時に見積もることが可能

■ リスク低減措置の検討にあたり、入力項目を変化させることで、リスク低減措置の効果確認が可能

参考：厚生労働省 職場のあんぜんサイト「CREATE-SIMPLE」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

CREATE-SIMPLE 基本情報の入力

リスクアセスメントを行う化学品や作業等の情報を入力するとともに、
リスクアセスメント対象を選択する

CREATE-SIMPLE ver 2.3

- サービス業など幅広い職場にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツール -

- 説明 -

- リスクアセスメントとは、労働者の安全や健康への影響について評価をすることです。
- CREATE-SIMPLEは、労働者の健康（吸入・経皮）への影響と物質の危険性について評価し、対策の検討を支援します。
- SDSを確認して対象物質を決定し、以下のSTEP1から順番に入力してください。

No : 8
実施日 : 2020/9/7
実施者 :

結果呼出 入力内容クリア

【STEP 1】対象物質の基本情報を入力しましょう。

タイトル	ガソリンを用いた洗浄作業（主成分のn-オクタンで実施）		
実施場所	洗浄作業場		
製品名等	●●洗浄剤		
作業内容等	A部品の洗浄作業		
CAS番号	111-65-9	CAS番号から入力	
物質名	n-オクタン	物質一覧から選択	
リスクアセスメント対象	<input checked="" type="checkbox"/> 吸入 <input checked="" type="checkbox"/> 経皮吸収 <input checked="" type="checkbox"/> 危険性（爆発・火災等）	性状	<input checked="" type="radio"/> 液体 <input type="radio"/> 粉体 <input type="radio"/> 気体

※気体の場合には危険性（爆発・火災等）のみ対応しています。

CREATE-SIMPLE 物質に関する情報

自動入力されていたとしても、SDSの該当箇所を必ず確認する

【STEP 2】 取扱い物質に関する情報を入力してください。

非表示にする

○ばく露限界値

日本産業衛生学会 許容濃度	300	ppm	ACGIH TLV TWA	300	ppm
日本産業衛生学会 最大許容濃度		ppm	ACGIH TLV STEL		ppm
「皮」または「Skin」の表示			ACGIH TLV C		ppm

8 . ばく露
防止及び保
護措置

○GHS分類情報

爆発物		自然発火性液体		急性毒性（経口）		皮膚感作性	
可燃性／引火性ガス		自然発火性固体		急性毒性（経皮）		生殖細胞変異原性	
エアゾール		自己発熱性化学品		急性毒性（吸入：ガス）		発がん性	
支燃性／酸化性ガス		水反応可燃性化学品		急性毒性（吸入：蒸気）		生殖毒性	
高压ガス		酸化性液体		急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）		特定標的臓器毒性（単回）	区分3
引火性液体	区分2	酸化性固体		皮膚腐食性／刺激性	区分2	特定標的臓器毒性（反復）	
可燃性固体		有機過酸化物		眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2	吸引性呼吸器有害性	区分1
自己反応性化学品		金属腐食性物質		呼吸器感作性			

2 . 危険有
害性の要約

※区分2Aなど、区分2が細区分されている場合には区分2として扱う。区分に該当しない場合（分類対象外、区分外、分類できない）には空欄とする。

○物理化学的性状

?

分子量	114.23	-	水溶解度	0.01	mg/L
水／オクタノール分配係数（log Kow）	5.18	-	蒸気圧	6.71E+03	Pa
引火点	13	℃	皮膚透過係数（Kp）[自動入力]	0.182881757	cm/h

9 . 物理的
及び化学的
性質

CREATE-SIMPLE 作業条件等

16の質問についてSDSや該当作業の実施状況等を踏まえ選択

[STEP 3] 以下の質問に答えましょう。

Q.1 揮発性（沸点）はどのくらいですか？ 必須 高揮発性（沸点：50℃未満）

Q.2 製品の取扱量はどのくらいですか？ 必須 中量（1L以上～1000L未満）

Q.3 対象物質の含有率はどのくらいですか？ 必須 25%以上

Q.4 スプレー作業など空气中に飛散しやすい作業を行っていますか？ 必須 いいえ

Q.5 化学物質を塗布する合計面積は1m²以上ですか？ 必須 はい

Q.6 作業場の換気状況はどのくらいですか？ 必須 換気レベルB（全体換気）

Q.7 1日あたりの化学物質の作業時間はどのくらいですか？ 必須 1時間超～2時間以下

Q.8 化学物質の取り扱い頻度はどのくらいですか？ 必須 週1回以上 ⇒ 必須 3 日/週

Q.9 どのような呼吸用保護具を装着していますか。【オプション】 ？

種類	フィットテストの有無
<input type="checkbox"/> 任意	<input type="checkbox"/>

Q.10 化学物質が皮膚に接触する面積はどれくらいですか？ 必須 両手及び手首

Q.11 取り扱う化学物質に適した手袋を着用していますか？ 必須 取扱物質に関する情報のない手袋を使用している

Q.12 手袋の適正な使用方法に関する教育は行っていますか？ 必須 教育や訓練を行っていない

Q.13 化学物質の取扱温度はどのくらいですか？ 必須 室温以下 ⇒ 不要 °C

Q.14 着火源を取り除く対策は講じていますか？ 必須 いいえ

Q.15 近傍で有機物や金属の取扱いがありますか？ 必須 いいえ

Q.16 取扱物質が空気又は水に接触する可能性がありますか？ 必須 はい

質問	該当する リスクアセスメント対象	質問	該当する リスクアセスメント対象
Q1.揮発性	吸入	Q9.呼吸器保護具	吸入
Q2.取扱量	吸入・危険性	Q10.接触面積	経皮吸収
Q3.含有率	吸入	Q11.手袋着用状況	経皮吸収
Q4.スプレー作業	吸入	Q12.手袋に関する教育	経皮吸収
Q5.塗布作業	吸入	Q13.取扱温度	危険性
Q6.換気条件	吸入・危険性	Q14.着火源の有無	危険性
Q7.作業時間	吸入・経皮吸収	Q15.有機物・金属の取扱状況	危険性
Q8.作業頻度	吸入	Q16.空気や水との接触状況	危険性

CREATE-SIMPLE リスクの判定

入力した情報から危険性と有害性のリスクを判定

判定結果（有害性リスク）			
危険有害性の程度 ?			
管理目標濃度（吸入）	50	～	500 ppm
ばく露限界値（吸入）		300	ppm
ばく露限界値（経皮）		10500	mg/day
眼や皮膚への局所影響		S	
※リスクの判定ではばく露限界値を優先します。			
×			
ばく露の程度 ?			
推定ばく露濃度	500	～	ppm
推定経皮吸収量		0.00555	mg/day
II			
リスクレベル ?			
合計 (吸入+経皮)	IV		
吸入	IV		
経皮吸収	I		
眼や皮膚への 局所影響	S		
至急リスクを下げる対策を実施しましょう。 手袋を着用しましょう。 目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。			
判定結果（危険性リスク） ?			
IV			
引火性が高いため、至急着火源の除去、換気を行いましょ。			
※プロセス等で化学物質を用いる場合には、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。			

有害性

- ばく露限界値（またはGHS分類から設定した管理目標濃度の上限）
- 取扱量や取扱い状況等から算定した「推定ばく露濃度」等を比較し、リスクレベルを算出

危険性

GHS分類の種類や程度と、取扱量や取扱状況（着火源有無、換気状況、危害の発生頻度等）を踏まえてリスクレベルを算出

リスクレベル

- IV. 大きなリスク
- III. 中程度のリスク
- II. 小さなリスク
- I. 些細なリスク

リスクレベルの高い順にリスク低減措置を検討・実施することで取扱い方法を見直し

CREATE-SIMPLE リスク低減措置の検討

設問で選択した作業条件等を変更することで、変更 (= リスク低減措置を講じた場合) によるリスクの低減効果を確認することができる

	項目	現状	対策後
	Q2.取引量	中量 (1L以上~1000L未満)	中量 (1L以上~1000L未満)
	Q3.含有率		
	Q4.スプレー作業の有無		
	Q5.塗布面積1m ² 超	(はい)	(はい)
	Q6.換気レベル	換気レベルB (全体換気)	換気レベルD (外付け式局所排気装置)
	Q7.作業時間	1時間超~2時間以下	1時間超~2時間以下
	Q8.作業頻度	3日/週	3日/週
	Q9.呼吸用保護具[任意] フィットテストの方法		防毒マスク (半面型)
経皮	Q10.接触面積	両手及び手首	両手及び手首
	Q11.化学防護手袋	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している	取扱物質に関する情報のない手袋を使用している
	Q12.保護具の教育	教育や訓練を行っていない	教育や訓練を行っていない
爆発・火災	Q13.取扱温度	室温以下	室温以下
	Q14.着火源の有無	いいえ	はい
	Q15.有機物、金属の取扱	いいえ	いいえ
	Q16.空気、水との接触	(はい)	(はい)
	推定ばく露濃度	500 ~	5 ~ 50
	推定経皮吸収量[mg]	0.00555	0.00555
リスク	合計 (吸入+経皮)	IV	II
	吸入	IV	II
	経皮吸収	I	I
	眼や皮膚への影響	S	S
	爆発火災	IV	III
	リスクレベル (有害性) の説明	至急対策を講ずる必要がある。手袋を着用しましょう。目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。	作業環境は良好です。手袋を着用しましょう。目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。
	リスクレベル (危険性) の説明	引火性が高いため、至急着火源の除去、換気を行いましょう。	引火性が高いため、着火源の除去、換気を徹底しましょう。

局所排気装置および防毒マスクを導入すれば有害性リスクが低減 (IV II)

- 設備導入にはコストがかかるため、実測を行い可否を検討
- 当面は保護マスクをルール化

着火源を取り除く対策によって危険性リスクが低減 (IV III)

- 具体的な着火源対策を検討・実施
- より詳細なリスクアセスメントを実施

リスク低減措置の優先順位

できる限り優先順位の高いリスク低減措置を実施

法令で定められた事項の実施

労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置を実施

法令上の義務

本質的対策

危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減

工学的対策

化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

管理的対策

作業手順の改善、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練などの管理的対策

個人用保護具

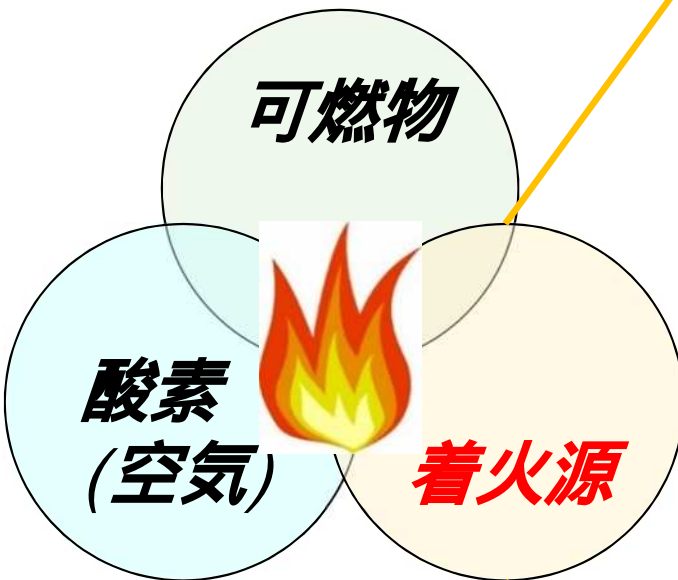
化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用
ただし上記の措置を十分に講じることができず、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限る

費用、時間、労力などを踏まえ、自ら決定

危険性のリスク低減措置

「着火源」を取り除くことが基本的なリスク低減措置

■ 燃焼の3要素



着火源	着火源の例	リスク低減措置の代表例
裸火	溶接の火、溶断の火、グラインダーの火、加熱炉の火、タバコの火、ストーブの火など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 着火源と可燃物は離す（着火源の近傍に可燃物は置かない）
火花	金属の衝撃火花、電気火花、溶接・溶断の火花など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接触しても火花が出ない工具を使う ■ 設備を防爆型にする ■ 溶接・溶断により生じる火花の飛散を防止する
静電気	人体や機器に帯電した静電気の放電など（人が動くと、液体を流すと、摩擦すると、ものを剥がすと静電気が発生する）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 帯電防止靴などを着用し、静電気を発生させない ■ 静電気が帯電しないようアースを取る
高温	高温配管、高温設備など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高温部分を保温カバーで覆い、表面温度を下げる ■ 高温体近傍で可燃物を取り扱わない
摩擦熱 摩擦火花	ベルトコンベヤー等の回転物の摩擦で温度が上昇し発火 研磨、粉碎等の作業において発生した摩擦熱・摩擦火花	<ul style="list-style-type: none"> ■ 摩擦が生じていないか、設備等を定期的に点検する ■ 設計値以上の負荷をかけない ■ 可燃物との縁切りを行う
自然発火	廃塗料、廃スラッジ、廃触媒、おがくずなどの堆積物が発熱あるいは蓄熱することで、温度が上昇して発火など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可燃物を空気中で堆積したまま放置しない

有害性のリスク低減措置

ばく露の経路（吸入・経皮）に応じたリスク低減措置を検討

吸入ばく露



空気中から呼吸器系を経由したばく露

気中濃度を下げる

工学的対策として密閉化や換気改善等を図る

+

吸入を防ぐ

適切なマスクを着用・管理する

経皮ばく露



皮膚や眼への直接接触によるばく露

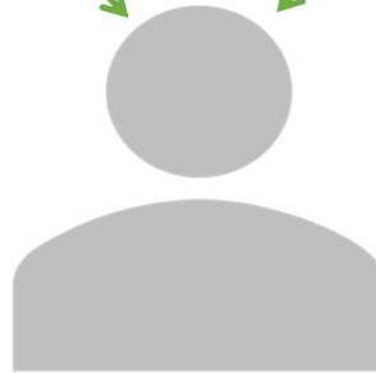
接触しない環境にする

工学的対策として密閉化や遠隔作業化等を図る

+

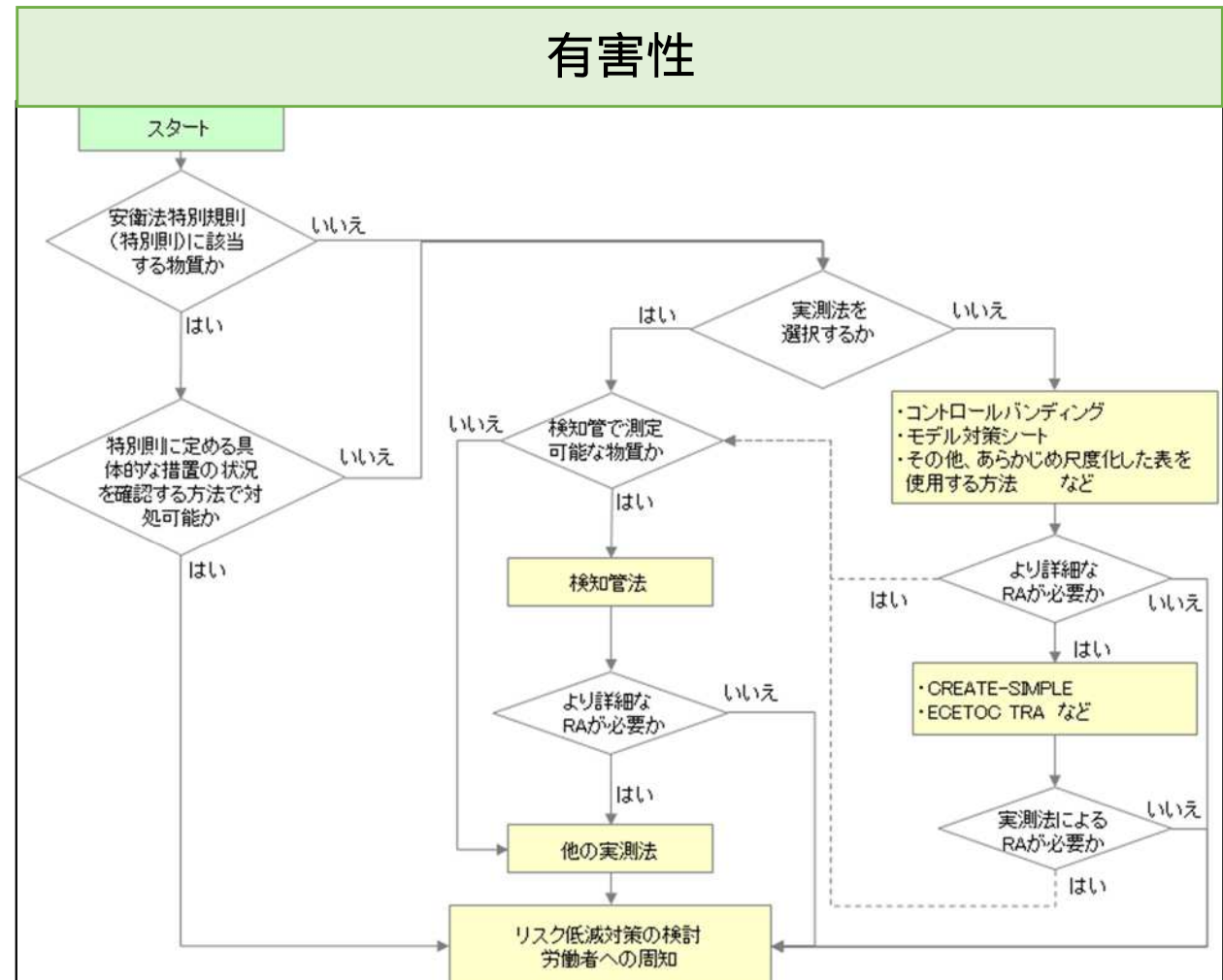
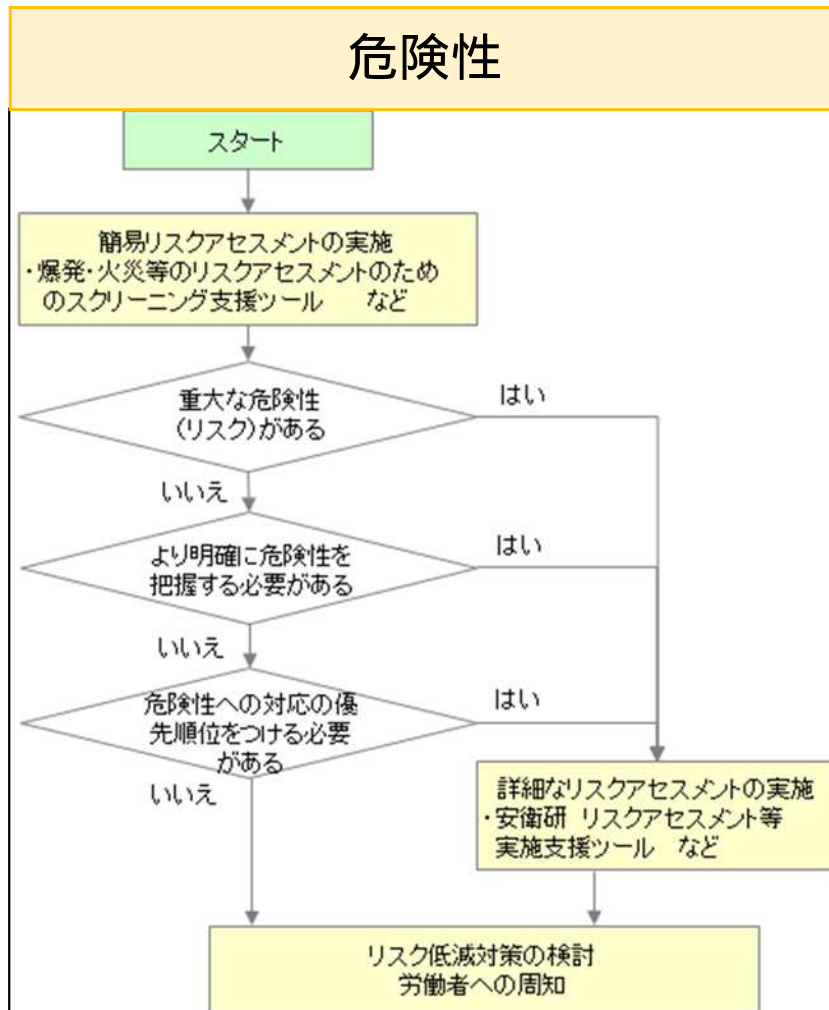
接触を防ぐ

適切な保護手袋、保護衣、保護メガネを着用・管理する



リスク低減措置が決められない場合

リスク低減措置の実施にあたり費用、時間、労力などがかかり、実現が困難な場合は、より詳細なリスクの見積りを実施し、可否を再検討



労働者への周知

労働者自らが取扱う化学物質や作業に応じたリスクやリスク低減措置の必要性を理解することが、決定した「取扱い方法」の徹底につながる

周知事項

対象の化学物質等の名称
対象業務の内容
リスクアセスメント結果（危険有害性、リスク見積り結果）
実施するリスク低減措置の内容

周知方法（SDSと同様）

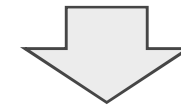
作業場常時掲示、または備え付け
書面を労働者に交付
電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器を設置

その他

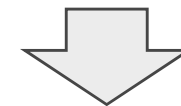
雇入れ時の教育と作業変更時の教育にも周知事項を含める
対象業務が継続し、労働者への周知を行っている間は記録・保存

労働者

- 化学品の危険有害性の理解
- 作業におけるリスクの理解



- 決められた取扱い方法を順守
- 万が一の場合の適切な応急対応



自分や仲間を守る

リスクアセスメントの 実施事例

リスクアセスメント実施事例

作業工程：板金加工品の脱脂洗浄

板金加工品をかごに入れ、そのかごを多槽の1-ブロモプロパン洗浄槽に入れる。洗浄槽の上端部には、排気用の吸入口を設置している。槽内で蒸気洗浄する。所定時間洗浄後、槽内で溶剤を除去し、製品を搬出する。



使用する化学品：洗浄剤（1-ブロモプロパンが主成分、日本産衛学会 許容濃度：0.5ppm）

■ 危険性

引火性液体

-区分2

■ 有害性

急性毒性(吸入：蒸気)

-区分4

眼刺激性

-区分2

発がん

-区分2

生殖毒性

-区分1B

特定標的臓器（単回）

-区分3

特定標的臓器（反復）

-区分1

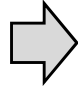
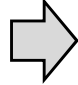


1-ブロモプロパンを含む 蒸気の漏れ・発散

- 引火のおそれ
- 吸入による健康障害のおそれ
- 目への刺激
- 発がん性おそれの疑い
- 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

リスクアセスメント実施事例

リスクの見積とリスク低減措置の検討

	実施前		実施検討	
	危険性	リスクレベル	措置内容	リスクレベル
<input checked="" type="checkbox"/> CREATE-SIMPLE <input type="checkbox"/> 特別規則順守の確認 <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 爆発・火災スクリーニング 支援ツール <input type="checkbox"/> 安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール	危険性	IV	 機器のアース、防爆装置、 静電気帯電防止安全靴の徹底	III
	有害性	IV、S	 換気装置、防毒マスク、 保護眼鏡・手袋の着用	II、S

危険性のリスク低減措置

- 火気厳禁だが、人体からの静電気による事故の恐れがあるため帯電防止安全靴を徹底
- 作業床は導電性のあることを確認
- 低減措置を踏まえてもリスクレベル「IV」となったが、対策を徹底することで爆発・火災の発生抑制ができていると判断

有害性のリスク低減措置

- 換気装置を見直し、「**困り式局所排気装置**」を設置し呼吸用保護具を全面型に改善
- 許容濃度が低いため、類似の特別規則対象物質と同様の措置を実施
- 作業環境濃度は未測定だが、今後の課題として実測を検討

実施した効果

- 工程ごとのリスクが整理でき、必要なリスク低減措置が明確になった
- リスクアセスメント結果等を踏まえて、換気装置稼働・保護具着用といった措置の目的を労働者に教育することで、実施の徹底を図ることができた

リスクアセスメント実施事例

作業工程：樹脂粉末の有機溶剤への溶解

タンクに貯留のトルエンを40℃に加熱
 タンク上部の開口部より、作業者が袋から
 樹脂粉末を投入
 攪拌させながら樹脂粉末を溶解



使用する化学品：トルエン（日本産衛学会 許容濃度：50ppm）

■ 危険性

引火性液体

-区分2

■ 有害性

急性毒性(吸入：蒸気)

-区分4

眼刺激性

-区分2

皮膚腐食性・刺激性

-区分2

生殖毒性

-区分1A

特定標的臓器（単回）

-区分1

特定標的臓器（反復）

-区分1

誤えん有害性

-区分1



樹脂粉末投入時の 蒸気や飛沫の発生

- 着火源により爆発・火災のおそれ
- 蒸気・飛沫の吸入による生殖能又は胎児への悪影響、中枢神経系の障害、呼吸器の刺激のおそれ
- 接触による皮膚や眼の刺激

リスクアセスメント実施事例

リスクの見積とリスク低減措置の検討

		実施前	実施後	
		リスクレベル	措置内容	リスクレベル
<ul style="list-style-type: none"> ☑CREATE-SIMPLE ☑特別規則順守の確認 ☑実測 ☑爆発・火災スクリーング 支援ツール ☑安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール 	危険性	IV	帯電防止、換気による蒸気雰囲気形成防止、帯電抑制のための袋を振っての粉体投入禁止、粉体こぼれ等による絶縁防止のための清掃	III
	有害性	III、S	局所排気装置、防毒マスクの着用	I、S

危険性のリスク低減措置

- CREATE-SIMPLEでリスクレベルIVとなったため、「安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール」を活用し、危険源として不適切な作業、設備・道具の不具合によるリスクを特定し、措置を検討
 - 引き金事象：作業員・設備・道具・樹脂粉末が帯電状態になること
 - 低減措置：設備等導体の接地、作業員の接地、換気、袋を振っての粉体投入禁止、清掃

有害性のリスク低減措置

- 作業環境測定の結果は第1管理区分であり、有機物の各種義務の順守状況を確認
- 現状の対策でCREATE-SIMPLEでの評価においても「Ⅲ，S」

実施した効果

- 引火性液体の取り扱いリスクとして静電気対策の重要性を再認識
- 作業実施前に、設備等の漏洩、所定の作業服・靴の使用、粉体の投入方法等を確認するよう作業手順書を改善

さいごに

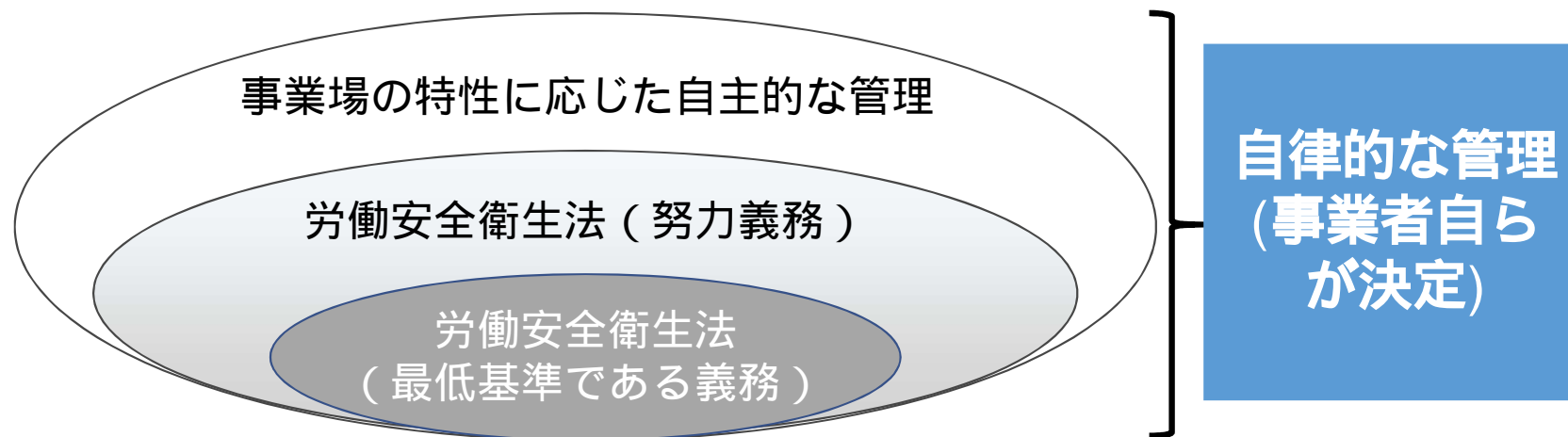
労働安全衛生における事業者の責務

労働契約法による安全配慮義務

使用者は、労働者がその生命、身体等の安全（心身の健康を含む）を確保しつつ労働することができるよう、**必要な配慮**をすべきこと

「必要な配慮」はどこまでか

- **労働安全衛生法の義務事項は最低基準**を定めたものであり、事業場の特性に応じた管理が求められる。
- 万が一（労働災害の顕在化）の場合、管理状況等を踏まえた上で**事業者や管理者の責任**が問われることになる。



化学物質による労働災害を防止するために

リスクアセスメントや労働者教育の取組みを開始し、
自律的・継続的な改善を図ることが求められる

化学物質等によるリスクを知る（= やってみる）

- やって見なければリスクを知ることができない
- 知らなかったは許されない

リスク見積手法と低減措置の精査（= 考える）

- リスクが高い内容について、追加的なリスク低減措置を考える
- リスク見積結果に疑義があれば、リスク見積り手法を再検討する

納得感の向上（= 納得・説明する）

- 担当者、経営層、労働者といった事業場関係者はもとより、第三者にも説明可能な対応とする
- 安全管理と同様に継続的に改善を図る

令和4年度ラベル・SDS活用促進事業

事業場における化学物質管理を進める上で、
お困りの点があれば、ぜひご活用ください。

事業者のみなさまへ 厚生労働省委託事業 

労働安全衛生法に関する 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS、リスクアセスメント、化学物質を取り扱う労働者の健康確保に関する内容・支援などのご質問にお答えします。



- 新たな化学物質管理規制にどのように対応すればいいですか？
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか？
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか？
- 「CREATE-SIMPLE」などの使い方を教えてください。
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか？

 **050-5577-4862**
 soudan@technohill.co.jp

事務局HPからメールフォームをご利用いただけます。 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く


*相談は無料ですが、通話料がかかります。
*相談窓口開設期間は令和4年4月1日～令和5年3月17日までとなります。
*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質（令和4年4月1日時点で674物質）には、次の3つの義務があります。

- ラベルの表示 (譲渡提供する事業者)
- SDSの交付 (譲渡提供する事業者)
- リスクアセスメントの実施 (使用する事業者)

この相談窓口では、ラベルやSDSの記載内容の理解や、これを活用したリスクアセスメントの実施にあたりお困りの事業者や担当者の皆様からのご質問にお答えしています。お気軽にご相談下さい。本事業では、リスクアセスメントに係る訪問支援も行っています。併せてご利用ください。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145
<http://www.technohill.co.jp/>

厚生労働省委託事業 

「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内 **無料**

中小規模事業場に専門家が訪問します

労働安全衛生法に対応されていますか？


労働安全衛生法において、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者に、化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務づけられています。令和4年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」では、無料で中小規模事業場に専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスを行います。セミナー形式も可能です。

中小規模事業場を対象に専門家が訪問します（無料）

支援内容 ◆ 新たな化学物質規制への対応について
◆ 化学物質のリスクアセスメント方法
◆ GHSラベルやSDSの読み方
◆ 化学物質の危険性や有害性の調査方法
◆ リスクを低減するための対策

※お申込み受付締切:令和5年1月31日
※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

こんな疑問はありませんか？



- ◇ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか？
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っていますが、本当にこれで問題ないか不安です。アドバイスいただけますか？

訪問支援お申込みについて

事務局（テクノヒル株式会社）ホームページよりお申込みください。

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145

ご清聴ありがとうございました

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 Aska V 日本橋2F

化学物質管理の相談窓口

- 電話 : 050-5577-4862
- WEB : <https://technohill.co.jp/telsoudan/>

訪問支援のご依頼・お問合せ

- 【申込み】
- WEB : https://technohill.co.jp/rabel_sds/
- 【お問合せ】
- 電話 : 03-6231-0133